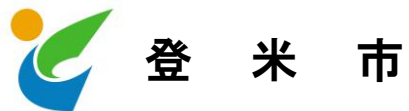


平成 27 年度  
男女共同参画の施策に関する  
推進状況報告書



## ～ 目 次 ～

1	登米市男女共同参画基本計画の概要	1
2	基本計画の実施状況及び評価	5
	○基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	8
	基本目標1 男女平等の意識改革	9
	基本目標2 男女平等教育の推進	14
	基本目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】	21
	○基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	24
	基本目標1 家庭生活における男女共同参画の推進	25
	基本目標2 職場における男女共同参画の推進	28
	基本目標3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】	33
	基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画	39
	○基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	42
	基本目標1 安心して子育てできる環境づくりの推進【重点目標】	43
	基本目標2 介護等への支援	47
	基本目標3 高齢者、障がい者への支援	49
	基本目標4 生涯にわたる健康づくりへの支援	52
	基本目標5 単身者や生活困窮者に対する支援	55
3	第2期登米市特定事業主行動計画（平成27年度実績）	57
4	数字で見る登米市の男女共同参画推進状況	58

### 【参考】

◎平成27年度登米市男女共同参画審議会を開催状況	63
◎だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	64

# 1 登米市男女共同参画基本計画の概要

## (1) 登米市男女共同参画基本計画の趣旨

登米市では平成 19 年度から、国の「男女共同参画基本計画」及び「宮城県男女共同参画基本計画」を踏まえ、「登米市総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる施策を具体化した「登米市男女共同参画基本計画」（以下「第 1 次基本計画」という。）に基づき、平成 22 年度を目標年次として男女共同参画の推進に関する施策を展開してきました。

さらに、平成 23 年 4 月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）では、すべての市民の人権が尊重され、男女がともに責任を分かち合う社会を構築することとしていることから、今後とも引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次登米市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

## (2) 基本計画の性格と位置づけ

この基本計画は、男女共同参画社会基本法に規定する計画であるとともに、条例で規定する、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る事項について定めています。

また、総合計画の「市民の創造力を生かした協働のまちづくり」の具体的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成を目指す指針となり、市、市民、事業者、教育関係者、市民団体それぞれの役割を明確にし、協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

## (3) 基本計画の期間

平成 24 年度から平成 27 年度までとします。

## (4) 基本計画の推進

基本計画においては、基本方針や基本目標などを定めて男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組むこととし、毎年、施策の推進状況等を公表します。

## (5) 基本計画の重点目標

基本計画の期間中、特に重点的に取り組むべき「3つの事項」を、次のとおり定めました。

基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

## (6) 基本計画の体系

基本方針	基本目標	施策の方向性
Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり	1 男女平等の意識改革	(1) 男女共同参画の意識啓発の推進 (2) 情報収集・提供 (3) 調査研究・分析の推進
	2 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実 (3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実
	<b>【重点目標】</b> 3 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 相談体制等の充実
Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり	1 家庭生活における男女共同参画の推進	(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善 (2) 家事・育児・介護等における協力の推進
	2 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善 (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (3) 農林業・自営業従事者の女性支援
	<b>【重点目標】</b> 3 地域における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) コミュニティリーダーの育成・支援 (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援 (5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進
	4 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 市の附属機関等における女性委員登用推進 (2) 市女性職員の登用の推進 (3) 市政への参画の促進

Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり	<b>【重点目標】</b> 1 安心して子育てできる環境づくりの推進	(1) 子育て環境の整備 (2) 子育て支援体制の整備
	2 介護等への支援	(1) 介護に関する社会的支援の充実 (2) 男性の介護知識や介護技術の普及 (3) 地域における介護体制の確立
	3 高齢者、障がい者への支援	(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援 (2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進
	4 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 健康づくりへの支援と環境の整備
	5 単身者や生活困窮者に対する支援	(1) 出会いの場の創造 (2) 就職支援 (3) 相談の場づくり

## (7) 数値目標

	項目	現況値 H26.3	前回調査値 H23.1	目標値
1	「男女共同参画」の具体的内容の認知度	73.2%	72.0%	100%
2	「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	58.1%	55.5%	90%
3	DV「配偶者やパートナーからの暴力」の相談窓口の認知度	83.0%	79.8%	100%
4	家庭生活上で男女の地位が平等だと思う人の割合	29.0%	27.7%	50%
5	職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	24.3%	21.2%	50%
6	地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	21.3%	19.4%	50%
7	社会通念、習慣、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	12.1%	11.8%	50%
8	各種審議会等委員への女性の登用率 ※	29.1%	26.1%	40%
9	女性のいる各種審議会等の数 ※	85.3%	66.7%	100%
10	仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）の具体的内容の認知度	36.6%	33.3%	50%

注1. 現況値欄は、平成26年3月に実施した市民アンケート調査による数値（調査対象：市内在住の満20歳以上の市民2,000人、有効回答数845（男性361人、女性475人、不明9人）、有効回答率42.3%）

注2. ※印欄の数値は、宮城県「市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」による報告数値（現況値は平成28年4月1日現在、前回調査値は平成23年4月1日現在）

## 2 基本計画の実施状況及び評価

第2次登米市男女共同参画基本計画においては、3つの基本方針に基づき、特に重点的に取り組むべき重点目標を定め男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。平成27年度については、行動計画に記載されている96事業中、平成26年度までに終了した2事業を除く94事業について担当課による評価を行いました。

### ○平成27年度実施状況一覧

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施	
<b>I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり</b>	<b>31</b>	<b>30</b>	<b>5</b>	<b>25</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>96.8%</b>
1 男女平等の意識改革	10	9	3	6	0	1	90.0%
(1) 男女共同参画の意識啓発の推進	5	5	2	3	0	0	100.0%
(2) 情報収集・提供	2	2	1	1	0	0	100.0%
(3) 調査研究・分析の推進	3	2	0	2	0	1	66.7%
2 男女平等教育の推進	15	15	2	13	0	0	100.0%
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	9	9	1	8	0	0	100.0%
(2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実	3	3	0	3	0	0	100.0%
(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実	3	3	1	2	0	0	100.0%
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	6	6	0	6	0	0	100.0%
(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	1	1	0	1	0	0	100.0%
(2) 相談体制等の充実	5	5	0	5	0	0	100.0%

区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施	
<b>II 男女が共に参画するまちづくり</b>	<b>34</b>	<b>32</b>	<b>2</b>	<b>28</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>88.2%</b>
1 家庭生活における男女共同参画の推進	5	5	1	3	1	0	80.0%
(1) 男女の固定的な役割分担意識の改善	1	1	1	0	0	0	100.0%
(2) 家事・育児・介護等における協力の推進	4	4	0	3	1	0	75.0%
2 職場における男女共同参画の推進	10	9	0	9	0	1	90.0%
(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善	2	2	0	2	0	0	100.0%
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	4	3	0	3	0	1	75.0%
(3) 農林業・自営業従事者の女性支援	4	4	0	4	0	0	100.0%
3 地域における男女共同参画の推進	12	11	1	10	0	1	91.7%
(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%
(2) 防災における男女共同参画の推進	2	1	0	1	0	1	50.0%
(3) コミュニティリーダーの育成・支援	2	2	0	2	0	0	100.0%
(4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援	2	2	1	1	0	0	100.0%
(5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進	3	3	0	3	0	0	100.0%
4 政策・方針決定過程への女性の参画	7	7	0	6	1	0	85.7%
(1) 市の附属機関等における女性委員登用推進	3	3	0	2	1	0	66.7%
(2) 市女性職員の登用の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%
(3) 市制への参画の推進	2	2	0	2	0	0	100.0%



区 分	事業数	実施 事業数	評価				達成率 (A+B)/事業数
			A)計画 以上	B)計画 どおり	C) 未成果	未実施	
<b>Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり</b>	<b>29</b>	<b>29</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>93.1%</b>
1 安心して子育てできる環境づくりの推進	11	11	0	10	1	0	90.9%
(1) 子育て環境の整備	7	7	0	7	0	0	100.0%
(2) 子育て支援体制の整備	4	4	0	3	1	0	75.0%
2 介護等への支援	4	4	0	4	0	0	100.0%
(1) 介護に関する社会的支援の充実	2	2	0	2	0	0	100.0%
(2) 男性の介護知識や介護技術の普及	1	1	0	1	0	0	100.0%
(3) 地域における介護体制の確立	1	1	0	1	0	0	100.0%
3 高齢者、障がい者への支援	7	7	0	6	1	0	85.7%
(1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援	2	2	0	1	1	0	50.0%
(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	5	5	0	5	0	0	100.0%
4 生涯にわたる健康づくりへの支援	4	4	1	3	0	0	100.0%
(1) 健康づくりへの支援と環境の整備	4	4	1	3	0	0	100.0%
5 単身者や生活困窮者に対する支援	3	3	0	3	0	0	100.0%
(1) 出会いの場の創造	1	1	0	1	0	0	100.0%
(2) 就職支援	1	1	0	1	0	0	100.0%
(3) 相談の場づくり	1	1	0	1	0	0	100.0%
<b>総 計（基本方針Ⅰ～Ⅲ）</b>	<b>94</b>	<b>91</b>	<b>8</b>	<b>79</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>92.6%</b>

## 《基本方針 I 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり》

### ○評価の概要

基本方針 I については、31 事業の評価を行いました。実施したすべての事業について、計画以上（A 評価）または計画通りの成果（B 評価）をあげ、3 つの基本目標はおおむね達成されています。

基本方針 I の 3 つの基本目標のうち、A 評価が最も多かったのは「基本目標 1 男女平等の意識改革」で、特に人権に関する啓発活動について高い成果をあげました。

重点目標としている「基本目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶」については、家庭児童相談員による DV（ドメスティック・バイオレンス）への実対応件数や個別相談事業への相談者数が増加傾向にあり、被害相談や未然防止のための体制の整備に努めました。今後については、さらなる意識啓発と各関係機関との連携の強化に取り組めます。

### ○評価基準

#### 【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

#### 【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

## ◆基本目標 1 男女平等の意識改革

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる場で、お互いの人権を尊重し、対等な立場で責任を分かち合う社会を形成していくための意識改革を図ることが必要です。

今なお「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識があることから、その意識改革を図りながら男女平等の意識づくりを推進します。

### (1) 男女共同参画の意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 広報とめ、ホームページ等による啓発活動  広報誌やホームページ等により、男女共同参画に関する情報提供を行い、理解と意識高揚を図ります。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報とめ 7 月号において、男女共同参画週間にあわせた特集を掲載した。</li> <li>・ 「男（ひと）と女（ひと）」</li> <li>○ 広報誌及びホームページへの掲載、コミュニティ FM を活用した啓発を行った。</li> <li>・ 女性リーダー養成講座受講生募集（7 月号）</li> <li>・ 男女共同参画の施策に関する推進状況報告書（11 月号）</li> <li>・ 女性に対する暴力をなくす運動期間のお知らせ（12 月号）</li> <li>・ 男女共同参画フォーラム開催のお知らせ（1 月号）</li> </ul>	B	<p>男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）や、女性に対する暴力をなくす運動（11 月 12 日～25 日）のキャンペーンにあわせ、広報とめへの掲載を行った。</p> <p>男女共同参画フォーラムについては、300 人の参加者が訪れ、周知の効果が見られた。</p>	<p>男女共同参画社会の必要性への理解を深めるため、広く情報の提供を図る。</p> <p>また、効果的な周知方法について検討を行う。</p>	市民活動支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>②啓発資料の作成、配布</p> <p>市民向けのわかりやすい啓発パンフレットを作成し、配布を行います。</p>	1	<p>○デート DV 防止講習会や成人式において、デート DV に関するリーフレットを配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成人式：900 部</li> <li>・デート DV 防止講習会：135 部</li> </ul> <p>○男女共同参画フォーラムの来場者、女性リーダー養成講座の受講生に対し、第 2 次登米市男女共同参画基本計画の概要版パンフレットを配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラム：300 部</li> <li>・女性リーダー養成講座：25 部</li> </ul> <p>○第 3 次登米市男女共同参画基本計画の策定に伴い、概要版パンフレットを作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成部数：1000 部</li> </ul>	B	<p>登米市発行のリーフレットを 2 種類配布し、登米市の男女共同参画の方針の周知、デート DV 防止に向けた啓発を行った。</p> <p>また、内閣府や宮城県発行のパンフレット等の配布も併せて行い、幅広い啓発を行った。</p> <p>第 3 次登米市男女共同参画基本計画概要版の作成にあたっては、幹事会等の意見を基にレイアウトや表記の仕方を工夫して作成した。</p>	平成 28 年度については、作成したリーフレットの配布を引き続き行う。また、ワーク・ライフ・バランス等の概念を明記した新たなリーフレットを作成・配布することで、これまでとは異なった視点での啓発を行う。	市民活動支援課
<p>③男女共同参画に関するイベント等への参加</p> <p>他自治体等において開催される男女共同参画に関する講演会やイベントの開催について周知し参加を促進します。</p>	1	<p>○他自治体で開催される講座やイベントのチラシを、関係機関へ配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性のための離婚ホットライン(主催:女性のための離婚ホットライン)</li> <li>・トラウマ研修(主催:みやぎジョネット)</li> <li>・男女共同参画の視点からの仕事と介護の両立セミナー(主催:宮城県)等</li> </ul> <p>○女性リーダー養成講座の際に、男女共同参画財団情報リーフレット「えるなびっ」の配布を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「えるなびっ」9月号、11月号</li> </ul>	B	市外で開催される様々な講座やイベントの周知を行うことで、登米市内でのイベントでは対応しきれないニーズへのアプローチを図った。	平成 28 年度についても、市外で行われる各種イベントの周知を行う。また、イベント内容に見合った配布となるよう、配布先の精査を行う。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
④人権を考える講演会 の開催 中学生対象と一般対 象の講演会を開催し、 人権尊重の意識高揚を 図ります。	1	<p>【中学生】 開催日：平成 27 年 10 月 5 日(月) ～6 日(火) 対 象：東和・津山・登米中学校生徒 参加者：420 人 講 師：宮本 延春 氏（元教師）</p> <p>【一般】 開催日：平成 28 年 1 月 31 日（日） 場 所：登米祝祭劇場 参加者：300 人 講 師：香山 リカ 氏（精神科医）</p>	A	<p>【中学生】 アンケート調査を行った結果、 講演会開始前の人権問題に対する 関心が全くない、もしくは少しあ るとの回答は 75%だったが、講演 会終了後では、ほとんどの方が関 心や理解が深まったと回答し、講 演会による高い啓発効果があった と認められる。</p> <p>【一般】 アンケート調査を行った結果、 講演会開始前の人権問題に対する 関心が全くないとの回答が 33%だ ったが、講演会終了後では、関心 や理解が深まったとの回答が 89% となり、講演会による高い啓発効 果があったと認められる。</p>	<p>【中学生】 平成 28 年度は、講師に宮本 延春氏を招き、イジメや不登 校問題についての講演会を 10 月に石越・新田・佐沼中学 校で行う予定である。</p> <p>【一般】 市民協働課と共催で男女共 同参画と人権の視点による 講演会を開催する予定であ る。</p>	市民生活課
⑤人権の花運動の実施 市内小学校 5 校を指 定して人権尊重の意識 啓発を目的とした人権 の花運動を展開します。	1	平成 27 年 6 月 2 日(火)～8 日(月) 花苗栽培セットの配布 新田・中津山・石森・西郷・米川小 学校	A	<p>担当教諭に対してアンケート調 査を行ったところ、5 校中すべて で人権尊重意識の啓発効果があっ たとの回答があり、人権に対する 関心を高め、理解を深める効果が あった。</p> <p>また、中津山・石森小学校では、 登米総合産業高校の生徒と一緒に 植栽を行ない、人権尊重の意識を 高めた。</p>	平成 28 年度は、6 月上旬 に錦織・上沼・豊里・西郷・ 柳津小学校に花の苗栽培セ ットを配布し、高校生と児童 と一緒に植栽する予定。な お、花の苗は登米総合産業高 校より購入予定である。	

(2) 情報収集・提供

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①男女共同参画に関する情報の収集</p> <p>国内外の動きや他自治体の取り組み等の資料や情報の収集を行います。</p>	1	<p>宮城県内外で行われる各種講座や説明会等へ職員が参加し、情報の収集を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度地域における男女共同参画推進リーダー研修（国立女性教育会館）</li> <li>・「みやぎの女性活躍推進連携会議」キックオフイベント（仙台市）</li> <li>・第 4 次男女共同参画基本計画策定に関する公聴会（内閣府）</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスを活用した地域活性化プログラム説明会（株式会社ワーク・ライフバランス）</li> <li>・地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー（日本能率協会）</li> <li>・男性にとっての男女共同参画普及推進ワークショップ（宮城県）等</li> </ul>	A	<p>宮城県内外で行われる各種研修会に参加することで、先進的な事例や研究成果等についての情報を収集することができ、第 3 次登米市男女共同参画基本計画・行動計画の策定時の参考とした。</p> <p>また、平成 27 年度・28 年度の事業実施の計画にあたり、事業の方向性の決定や講師の選定に際して情報を活用し、既存事業のレベルアップを図ることや新事業の計画に取り組むことができた。</p>	<p>各種講座や説明会等に参加することで、先進事例や研究成果等について情報収集を行う。また、国の政策や他自治体の取り組み等についても情報を収集し、今後の事業の計画・実践に生かしていく。</p>	市民活動支援課
<p>②男女共同参画に関する情報の提供</p> <p>情報収集した資料や、調査研究資料等を整理し、市民や事業者へ必要な情報の提供を行います。</p>	1	<p>収集した資料の内容を整理し、平成 27 年度・28 年度の事業実施の計画にあたり、事業の方向性の決定や講師の選定に際して情報を活用し、既存事業のレベルアップや新事業の計画に取り組んだ。</p> <p>また、女性リーダー養成講座において、男女共同参画せんだいフォーラムのチラシを配布するなど、情報提供を行った。</p>	B	<p>収集したチラシを配布することにより、市民が必要としている講習会等の情報を提供することができた。</p>	<p>収集した情報や資料を基に、新事業の計画等に取り組むことができるよう、情報の整理や検証を行う。</p>	

(3) 調査研究・分析の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女共同参画市民 アンケート 市民の意識調査及び 事業所等の実態調査及 び分析を行い、施策の 展開に活用します。	3	平成 27 年度に策定した「第 3 次男 女共同参画基本計画」の基礎資料と するため、アンケートを平成 26 年 3 月に実施済みであり、平成 27 年度は実 施しなかった。	—	平成 26 年 3 月に実施したアンケ ート結果を、「第 3 次男女共同参画 基本計画」策定時に活用した。ま た、事業計画時の参考資料とした。	第 3 次男女共同参画基本 計画策定後の推進状況の把 握を行うとともに、第 4 次基 本計画の基礎資料とするた め、平成 30 年度に実施予定 である。実施に向け、アンケ ート内容等の精査を行う。	市民活動 支援課
②子育て支援事業に 関するアンケートの 実施 現在実施している子 育て支援事業に対し、 利用者等を対象として 調査を行い、施策の展 開に活用します。	1	「子ども・子育て支援事業計画(平 成 27 年度～31 年度)」における事業 量の見込み・確保方策について、平 成 27 年度の検証を行った。	B	検証によって明らかになった施 設の整備等に応じた事業運営、子 育てに関する施策の検討を行うこ とが必要となっている。	「子ども・子育て支援事業 計画」における年度ごとの事 業量の見込み・確保方策を検 証し、見直しを行う。	子育て 支援課
③私が見た登米市の 教育チェック表 現在取り組んでいる 事務事業に対し、教育 委員会への訪問者等を 対象に市民の目で評価 する調査を行い、施策 の展開に活用します。	1	市の教育行政の取組状況を、住民 アンケートや実数値により評価し た。「教育行政評価 登米市の教育 通信簿」をまとめ、結果を教育委員 会や議会に報告するとともに、ホー ムページを通して広く公表した。	B	平成 27 年度の実施に当たり、教 育委員会 5 項目、学校教育 21 項目、 社会教育 15 項目、社会体育 10 項 目、教育行政 4 項目、全体で 55 項 目について評価を行った。男女の 性差なく公平な評価ができるよ う、市民対象のアンケート（評価 項目 10 項目）を行い、543 人から 回答があった。総合評価は 5 段階 評価で「3.88」となり、前年度の 「3.85」より若干上向いている。 目標達成項目は 55 項目中 23 項目 で、昨年度より 2 項目増加してい る。	公平な評価に向けて、より 多くの市民の声を求めるた め、減少傾向にあるアンケ ートの標本数を増やしてい くとともに、目標が達成でき ず、評価「3」以下のもの、 また評価が「4」でも、前年 より達成率が下がったもの を、重点強化項目と位置付 け、向上計画を整理して教育 行政の改善に努める。 また、回答しやすい評価項 目の設定と、わかりやすい回 答結果の集計を目指して検 討を重ねていく。	教育総務課

## ◆基本目標 2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識を持つことが必要であることから、子供から大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

### (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①キャリア教育（進路指導）での設定  みやぎの『志教育』をもとに市内各小中学校の児童生徒が自分の将来について考え、男女の固定的な役割分担にとらわれずに適性や能力に応じた進路を選択し、さらに将来の生活について考える機会を設定します。	1	【小学校】 志教育の視点で各教科・領域において適宜実施した。  【中学校】 全中学校を対象に実施した。 ・キャリアセミナー（年 1 回実施） ・職場体験や職場調べ	B	各校において、志教育の視点で学校教育に取り組もうとする意識が高まってきている。  中学校のキャリア教育は、関係機関との連携のもと、地元講師によるキャリアセミナーを開催するとともに、職場訪問や体験活動が定着してきており、男女共同参画の意識は確実に育ってきている。	これまでの取組を継続するとともに、地域との連携を強化し、活動の質の向上を図っていく。	学校教育課
②人権教育での育成  人間尊重の精神及び人権尊重の精神を基盤として、「共に生きる」心の大切さを理解させると共に、性別に捉われないことなく、一人ひとりの個性や能力が等しく尊重され、男女相互の深い理解と信頼のもとに、社会を築こうとする男女共生の心情や態度を育成します。	1	・道徳の関連価値項目の中での指導（年 2～3 時間程度） ・特別活動 学校行事や各種体験活動として、学校ごとに実施した。	B	道徳指導や各種行事等の充実を通し、児童・生徒の心を育てる取組が見られた。引き続き、道徳の時数確保、行事内容の検討と改善が求められる。	いじめ問題等への対応も含め、大切な事項であるため、目に見える大きな成果がなくても、地道にしっかりと取り組んでいく。	



具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③教材備品の購入 各小中学校における教材備品の購入については、男女によって使用するものが偏ることのないよう配慮して購入を行います。	1	各学校配当予算の中で配慮しながら計画的に購入した。	B	各小中学校における教材備品の購入については、男女によって使用するものが偏ることのないよう配慮して購入を行った。 児童生徒用の学習机・椅子購入事業を実施し、学習環境の改善に取り組んでいる。	今後も、男女によって使用するものが偏ることのないように配慮し、小中学校における教材備品の購入を行う方向である。	学校教育課
④総合的な学習の時間の設定 地域や小中学校の児童生徒の実態に応じて、教科等の枠を超えた横断的、総合的な学習を行うため、地域の特色を生かした学習テーマの設定のもと、地域の指導者に講師を依頼し学習活動を行います。男・女児童生徒が協力して各学習テーマの解決に取り組みます。	1	【小学校】 3年生以上 年間 70 時間 ※豊里小学校：3年生 70 時間、 4年生 35 時間、5・6年生 45 時間 【中学校】 1年生 50 時間、2・3年生 70 時間	B	各校とも地域の実態や特色を十分に生かした取組を行っている。 今後は、活動がマンネリ化しないように見直しをする必要がある。	地域の教育力を生かせるような取組を推進していきながら、それぞれの学校が特色ある活動を展開していけるようバックアップしていく。	
⑤啓発資料の配布 職場ならびに教育現場で配慮しなければならない事柄について啓発を行います。	1	啓発資料の配布を行った。 ・中学生向けデートDV予防啓発リーフレット（県作成） ・教職員のためのデートDV対応の手引き（県作成）	B	正しい理解を深め、相手の人格を尊重する意識啓発に役立った。 保護者、児童・生徒の対応について参考となっている。	今後も、男女平等の意識啓発のための情報提供を行う。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑥学校だよりの発行 各小中学校で発行する保護者向けの「学校だより」等を活用して男女平等の意識啓発のための情報提供を行います。	1	「学校だより」、「学年だより」、「学級だより」等を発行した。	A	特色ある「たより」は、内容が充実していることから、心を育むことにもつながっている。	学校による差が生まれな いような手だてを講じてい く。	学校教育課
⑦スクールカウンセ ラー等の配置 市内各小中学校の児童生徒に関するいじめ、問題行動、不適応、友人関係、男女差別等への対応のため、スクールカウンセラー等の相談員を派遣し、その課題の解決を図ります。	1	【小学校】広域で配置 【中学校】全学校に 1 人配置 (年間 35 日)	B	小・中学校合わせて延べ 1,566 人に対し相談を実施している。 悩みを持つ児童・生徒及び保護者にとって、精神の安定が図られている。	カウンセリング活動充実の面から、勤務日数や時間を増やすことも考慮する。	
⑧一日入学(園)を活用した説明会の設定 市内小学校、幼稚園において、保護者へ入学(園)前の準備や学校(園)の経営方針等について説明する機会を設定し、併せて家庭における児童の生活、家庭教育のあり方について、基本的に父母が協力して取り組むよう推進に努めます。	1	市内幼稚園全園(14 園)、市内小学校全校(22 校)で実施した。	B	男女が協力して子育てに関わることについての学習機会となるよう、例年どおり実施した。	保護者との連携を強化する側面からも、内容等の充実を含め検討する。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑨教職員への啓発 男女共同参画社会の実現に向けて、教職員を対象にした研修の機会を設けます。	1	県教職員課で実施する新任校長研修会及び新任教頭等研修会、新規採用教員向け研修会に参加し、男女共同参画社会に関する意識の高揚が図られた。	B	教職員として男女共同参画社会に関する意識が高まり、児童生徒の指導に役立っている。	校内研修や会議等での周知を今後も継続していく。	学校教育課

## (2) 多様な選択を可能にする生涯学習機会の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①人権や男女共同参画に関する学習機会の提供 人権問題、女性学、男性学等について学ぶことのできる講座や講演会などの学習機会を提供します。	1	デートDV防止講習会、男女共同参画フォーラムを開催した。 ・デートDV防止講習会 対象者：市内高校生 開催校：佐沼高校定時制、登米高校 参加生徒数：135人 ・男女共同参画フォーラム「“よい子”の心に何が起きているか～ネット社会における子育て～」 開催日：平成28年1月31日(日) 講師：香山 リカ氏(精神科医) 参加者：300人	B	デートDV防止講習会については、デートDVに関する知識の習得に加え、性に関する情報が氾濫する中で心身の健康を保つために、性に関する正しい知識及び情報の提供が図られた。 男女共同参画フォーラムは、人権擁護委員協議会との共催で実施した。性別に関係なく子育てに参画するための手がかりとなる情報の提供ができた。また、人権を尊重した社会を形成していくための意識啓発が図られた。	男女共同参画社会の実現に向けて、関係課と連携を図り、講座や講演会などの学習機会の提供に努める。	市民活動 支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>②家庭教育に関する学習機会の提供</p> <p>保育所、幼稚園及び小中学校保護者会等が実施する家庭教育学級開催の拡充を図ります。父親、母親が協力し、子育てや家庭教育に取り組む学習活動を展開します。</p>	1	<p>○南方町域の幼稚園、南方保育所において児童、保護者を対象とした「子育て講座」を実施した。</p> <p>開催数：4回 参加延べ人数：260人</p> <p>○「明日の親となる中学生の子育て理解講座」を実施した。</p> <p>開催日：平成 27 年 11 月 18 日（水） 参加者：南方中学校 3 学年 77 人、ボランティア 9 人 赤ちゃん抱っこ体験協力者親子 4 組</p> <p>内 容：講話「性と生について知ろう！考えよう！」 体験（赤ちゃん抱っこ体験、妊婦スーツ体験）</p> <p>講 師：市健康推進課 伊藤技術主査</p>	B	<p>○親子で触れ合いながら楽しく遊べる内容であった。祖父母参観も取り入れ実施することができた。講座を通して親子のふれあい、家庭の子育て力を育むことが出来た。</p> <p>○参加者は、映像を見ながら、赤ちゃんが産まれるまでの経過・命の大切さの講話を熱心に聞き入っていた。</p> <p>妊婦体験スーツの着用、赤ちゃんとの触れ合い、母親から話を聞くこと等により、情操教育の推進を図ることができた。</p>	<p>社会環境、家庭環境が変化している中で、家族、子育て、命の大切さを実感させる目的で今後も実施予定である。</p>	生涯学習課
<p>③生涯にわたる学習やスポーツ活動機会の充実</p> <p>学習やスポーツ活動を行う機会を提供できる環境をつくとともに、ライフスタイルに応じた内容や時間設定などに配慮します。</p>	1	<p>スポーツまつり、スポーツ講演会を市体育協会（実行委員会組織）に事業委託し実施した。</p> <p>○登米市スポーツまつり 会場：とよま蔵ジウム（登米総合体育館） 開催日：平成 27 年 10 月 12 日（月・祝） 参加者数：490 人</p> <p>○登米市スポーツ講演会 会場：中田農村環境改善センター 開催日：平成 28 年 3 月 2 日（水） 参加者数：200 人</p>	B	<p>ライフスタイルに応じた内容（ウォーキング・ノルディックウォーキング・ニュースポーツ体験など）とし、また、時間設定も工夫して実施したことにより、スポーツを通じて健康推進を図るという意識付けができたとともに、市民相互の交流が促進された。</p> <p>課題としては、事業の増加や週末の多忙化により参加者確保が難しくなっていることが挙げられる。</p>	<p>市民がスポーツを通じて相互の交流を図ることは、健康増進及び生きがいづくりにつながるため、継続したスポーツ活動機会の提供を実施していく。男女問わず参加し市民相互の交流を深めることで、地域振興につなげていきたい。</p>	生涯学習課

(3) 男女平等の視点に立った性に関する教育・啓発の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性と生に関する指導による育成  思春期にある生徒に対して、教科、保健教育、道徳、学級活動等を通じて心身の発育・発達や変化など人間の性の成熟について科学的に理解すると共に、互いに相手を理解し、人格を尊重する心情や態度を育てます。	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の関連価値項目の中で指導した。(年2～3時間程度)</li> <li>・特別活動を学級活動で実施した。</li> <li>・保健体育での指導を行った。</li> </ul>	B	各教科及び領域のねらいは達成できている。	年間指導計画に基づいて、確実に実施していく。	学校教育課
②PTA研修会の開催  児童・生徒の保護者、教職員を対象に「いのちと性」の内容も含めた研修会を開催します。	1	<p>○PTA パワーアップ講演会を開催するにあたり、リーフレット等により児童生徒の発達の段階等を踏まえた啓発を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA パワーアップ講演会 開催日：平成27年11月3日(火・祝) 午後1時～午後3時 参加者：145人</li> </ul> <p>○男女共同参画フォーラムをPTAが後援し、現代の子育てと、その背景にある社会問題について啓発を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラム 開催日：平成28年1月31日(日) 午後2時～午後4時 参加者：300人</li> </ul>	B	<p>PTA パワーアップ講演会において「ネット社会の子育ての方策」と子どもの健全育成及び「命の尊さ」を啓蒙した。</p> <p>当該講演会のテーマを「子どもたちをネット犯罪から守るために知っておくべきこと」とし、現代のネット社会における児童・生徒を取り巻く環境等について啓発した。</p> <p>男女共同参画フォーラムへの参加協力にあたり「ネット社会における子育て」をテーマに、ネットいじめの問題など、子どもが巻き込まれるトラブルの防止等について啓発した。</p>	今後も、児童・生徒の保護者や教職員を対象に研修会を開催し、啓発を図っていく。	学校教育課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③いのちの大切さを学ぶ講習会の開催</p> <p>市内高校の高校生を対象に、いのちの大切さについて学ぶ講習会を開催します。</p>	1	<p>○性と生の講座 性といのちの大切さを中心とし、中・高校と連携し実施。助産師・保健師・栄養士が従事した。 開催校：市内 8 校 参加生徒数：1,122 人</p> <p>○思春期ころとからだの元気サポーター養成講座 ピアカウンセラー（大学生）、心理士、助産師、保健師が講師となり、思春期のころとからだについて学んだ。グループでのアサーショントレーニングや性感染症の実験を中心に開催した。 実施回数：3 回 参加生徒数：12 人受講（女子のみ）</p>	A	<p>性と生に関する正しい知識の普及だけではなく、「いのち」の大切さを考え、自分の存在の意味を考える機会となった。また、思春期ころとからだの元気サポーター養成講座は、夏休み期間中の 3 回コースということもあり参加者が少なかったが、グループワークの中でお互いを知り、自分の気持ちを伝えることの大切さや性や心の病気についての知識を深めることができた。さらに、高校祭での自主的な「まちかど保健室」の開催や自殺予防街頭キャンペーンでの活動に発展することができたことは継続の成果であると考えられる。</p>	<p>思春期ころとからだの元気サポーター養成講座を、精神科医や栄養士も支援者に加え、3 回コースで実施予定。参加者の高校に偏りもあるため、学校長からの推薦方式を取り入れる。さらに、社会福祉協議会とも連携しボランティアへも働きかけを検討。講座受講後に自主的な活動の場を学校内や地域に広げて行けるようにする。</p>	健康推進課

◆基本目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶【重点目標】

暴力は重大な人権侵害であるということ認識し、正しい知識を習得するための学習機会を提供するとともに、被害者支援のための相談体制の充実を図ります。

(1) 暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力に関する学習機会の提供</p> <p>夫婦、恋人、親子間の暴力は人権侵害であるという認識及びドメスティック・バイオレンス（DV）について正しい認識を深めるとともに、暴力の根絶に向けた学習機会を提供します。</p>	1	<p>暴力の根絶に向けた学習機会として、デート DV 防止講習会を実施した。</p> <p>・デート DV 防止講習会 対象者：市内高校生 開催校：佐沼高校定時制、登米高校 参加生徒数：135 人</p>	B	<p>デート DV に関する知識の習得に加え、性に関する情報が氾濫する中で心身の健康を保つために、性に関する正しい知識及び情報の提供が図られた。</p>	<p>男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、継続した学習機会の提供及び啓発を実施する。</p> <p>また、デート DV 防止講習会は、学級単位での開催を視野に入れる等、より開催しやすい方法の検討を行う。</p>	市民活動支援課

(2) 相談体制等の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①女性相談体制整備事業の実施</p> <p>ドメスティック・バイオレンス（DV）等を含めた性別による権利侵害に関する相談を受け、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整えます。</p>	1	<p>県やNPO法人ハーティ仙台と連携し、DVや離婚で悩んでいる女性やシングルマザーの方が安心して話せる場所を設け、問題の解決と心の回復を図るための相談や講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パープルタイム（グループミーティング） 開催数：11回 相談者数：48人（個別相談）</li> <li>・開催数：11回 相談者数：17人</li> <li>・こころのケア講座 開催数：7回 参加者数：56人</li> </ul>	B	<p>安心して参加できる場として浸透しているため、相談者や受講者が前年度より増えた。</p> <p>また、相談者については、共感してもらおうことを通じて、自分の力を高められている様子がうかがえた。さらに講座では、当事者だけでなく支援者の参加も見られ、関心の高さがうかがえた。</p> <p>相談内容の幅も広く他機関への紹介が必要なケースもあり、関係機関・地域情報との更なる連携が必要である。</p>	<p>今後の実施体制として、NPO法人が自主活動として相談支援活動ができるよう、関係団体等と調整していく。</p>	子育て支援課
<p>②家庭児童相談事業の実施</p> <p>保健福祉事務所と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の母子を対象に相談支援事業を実施します。</p>	1	<p>相談：27人 延べ回数：278回</p>	B	<p>保健福祉事務所や各関係機関と連携を図りながら、被害者に寄り添った相談業務を実施した。</p>	<p>関係機関と連携し、個別相談・パープルタイム（グループミーティング）と連動した活動をしていく。</p>	



具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③ 総合相談窓口の設置（自殺予防対策関連） 自殺予防対策や生活困窮者等に対して総合相談ダイヤルを設置し、各相談への対応と関係部署への連絡を行います。	1	相談件数：23 件	B	各相談への対応となるが、相談内容が多岐にわたり、関係部署との連携が必要である。	相談内容が多岐にわたるため、適切に関係部署へつなげられるよう、関係部署との連携を図る。	生活福祉課
④ 緊急避難用住宅設置事業の実施 ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者等の一時避難用住宅を確保し、自立の支援を行います。	1	実績なし （確保住宅数：1 戸）	B	それぞれの問題に対応する法を適用して保護措置が進められたことによって一時保護を必要としなかったものの、事業利用が必要になる場合も想定される。	市営住宅居住者の緊急事態対応用に、住宅管理側で確保している住宅 1 戸を利用する形で事業を継続する。	
⑤ 緊急一時保護及び自立支援体制の確立 ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者救済や自立のための関係機関とのネットワークを確立します。	1	DV 対応実件数：20 件 一時保護：3 件	B	緊急時の一時保護等については、相談者の意向を尊重し、適切な活用に努めた。また、自立に向け、保護命令申し出を含め関係機関への同行支援を実施した。	全国的に増加傾向にある DV 被害者の救済にあたり、啓発・支援体制の充実に努める。	子育て支援課

## 《基本方針 II 男女が共に参画するまちづくり》

### ○評価の概要

基本方針IIについては、34事業の評価を行いました。

重点目標としている「基本目標3 地域における男女共同参画の推進」については、女性リーダー養成講座受講生やコミュニティ等に対しての働きかけや、国際交流事業を通して、地域への男女共同参画意識の浸透を図りました。だれもが参加しやすい環境を整備するため、各種イベントの開催日時を工夫するなど、今後においても男女にかかわらず、市民が地域に参画できる環境の整備に励み、多文化共生社会のための施策を推進します。

また、成果をあげることができた事業（A・B評価）割合が少なかったのは、「基本目標1 家庭生活における男女共同参画の推進」でした。庁内外に向けて意識啓発講座を開催しましたが、育児休業を取得した登米市の男性職員はならず、目に見える成果につながっていない現状です。今後、制度の周知や意識啓発のための職員研修にさらに力を入れて取り組みます。

### ○評価基準

#### 【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

#### 【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

## ◆基本目標 1 家庭生活における男女共同参画の推進

世代や性別に関係なく、家事や育児、介護などの家庭責任は男女が共に担うという意識醸成の啓発を行い、男性がより家庭生活にかかわることができるよう育児・介護休業制度の利用を促進します。

### (1) 男女の固定的な役割分担意識の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①家庭における男女共同参画の促進啓発事業の実施  世代や性別に関係なく、家事、育児、介護などの家庭責任は男女が担うという意識醸成の啓発を行います。	1	<p>○子育てをテーマに、男女共同参画フォーラムを開催した。 ・男女共同参画フォーラム「“よい子”の心に何が起きているか～ネット社会における子育て～」 開催日：平成 28 年 1 月 31 日（日） 講師：香山 リカ氏（精神科医） 参加者：300 人</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスをテーマに登米市職員研修会を 2 回開催した。 ・「Work-Life-Balance セミナー ～仕事と生活の調和～」 開催日：平成 27 年 7 月 31 日（金） 参加者：54 人 ・「ひとつ『働き方』を変えてみよう！～ワーク・ライフ・バランスの必要性を考える～」 開催日：平成 28 年 1 月 27 日（水） 参加者：51 人</p> <p>○宮城県と共催で、「男性にとっての男女共同参画地域参画推進事業」を開催した。 「パパ・じいじだから出来る『絵本読み聞かせ講座』」 開催日：平成 28 年 2 月 28 日（日） 参加者：29 人</p>	A	<p>○家庭生活における男女共同参画を推進するため、人権擁護委員協議会と共催でフォーラムを開催した。性別に関係なく子育てに参画するための手がかりとなる情報の提供ができた。</p> <p>○登米市職員を対象に 2 回のワーク・ライフ・バランスの研修を行ったことにより、仕事と生活の調和を図ることの大切さを学び、性別に関係なく、相手の立場を理解し助け合う家庭を築くための意識啓発が図られた。</p> <p>○男性だからできる育児の方法を学ぶことにより、実際の家庭生活のなかで男性が積極的に育児へ参画できる環境づくりの一助となった。また、夫婦での参加も多く、女性に対する意識改革の場ともなった。</p>	世代や性別に関係なく、家事、育児、介護などの家庭責任は男女が担うという意識啓発をより効果的に行うため、フォーラムや市職員研修会等の内容についてアンケートを行うとともに、他自治体の事例等も参考にし、事業内容の検討を行う。	市民活動 支援課

(2) 家事・育児・介護等における協力の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 男性職員の育児休業取得の推進</p> <p>育児休業等の取得に関する Q &amp; A 等を作成し、I P K オフィスに掲載することにより、特に男性職員の育児休業取得を推進します。</p>	1	<p>育児休業等 Q &amp; A を作成し、育児休業等制度の理解を深め、制度の積極的な活用の推進を図った。</p>	C	<p>育児休業等 Q &amp; A を作成したことで、制度への理解は深まってきていると思われるが、制度への認識、男性職員が取得しやすい職場環境の醸成はまだ十分ではなく、取得までは至っていない。</p>	<p>男性職員の育児休業取得率は全国的にも低い状況にあるが、さらなる周知啓発を行い、育児休業等の取得を推進していく。 (平成 26 年度全国平均：男性職員 1.5%)</p>	人事課
<p>② 男性の育児・介護休業制度の利用推進</p> <p>男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けて啓発を行うとともに、休暇取得に関する働きかけと情報の提供を行います。</p>	1	<p>○平成 28 年 1 月 31 日(日)開催の男女共同参画フォーラムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報をまとめたチラシを作成し、配布した。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスをテーマに登米市職員研修会を 2 回開催した。</p> <p>「Work-Life-Balance セミナー ～仕事と生活の調和～」 開催日：平成 27 年 7 月 31 日(金) 参加者：54 人</p> <p>「ひとつ『働き方』を変えてみよう！～ワーク・ライフ・バランスの必要性を考える～」 開催日：平成 28 年 1 月 27 日(水) 参加者：51 人</p>	B	<p>フォーラム参加者へ男性の育児・介護への参加の必要性について情報提供を行い、意識啓発を図ることができた。</p> <p>また、登米市職員を対象にワーク・ライフ・バランスの研修を行ったことにより、仕事と生活の調和を図ることの大切さを学び、性別に関係なく、相手の立場を理解し助け合う家庭を築くための意識啓発が図られた。</p>	<p>市役所外においても、男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けた意識啓発を行うため、企業向けのワーク・ライフ・バランス研修会を開催する。また、宮城県の事業である「女性のチカラを活かす企業認証制度」の周知を行う。</p>	市民活動支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③男性の家事への参画</p> <p>家庭における男性の家事への参画を推進します。</p>	1	<p>社会教育事業において、指定管理業務の一つとして、趣味的講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男の料理教室」 3回開催 参加 32人（登米公民館）</li> <li>・「趣味的講座」 15回開催 参加 252人（米谷公民館）</li> <li>・「男の手料理教室」 9回開催 参加 129人（石森ふれあいセンター）</li> <li>・「男の料理教室」 12回開催 参加 138人（浅水ふれあいセンター）</li> <li>・「男の料理教室」 6回開催 参加 50人（南方公民館）</li> <li>・「男の料理教室」 3回開催 参加 35人（吉田公民館）</li> </ul>	B	<p>社会教育（公民館・ふれあいセンター）事業として、男性対象の事業を実施した。</p> <p>調理やその準備を通して、性別に関わらず家庭での役割のあり方について再認識していただくとともに、夫婦・家族におけるパートナーシップづくりのきっかけとなると捉えている。</p>	<p>社会教育事業を通して、趣味的調理から家事の協同、性別にこだわらないパートナーシップの構築などにつながるような取り組みを目指す。</p>	生涯学習課
<p>④ブックスタート事業の実施</p> <p>乳幼児期に、絵本を通じて親子のコミュニケーションを図ることを目的に、乳幼児健診に合わせて絵本を配布します。</p>	1	<p>市内を4ブロックに分けた乳児健診会場において、ボランティアの協力のもと、読み聞かせ用の絵本パックの配布を実施した。（絵本2冊、アドバイス集、コットンバッグ等）</p> <p>なお、当日受診しなかった家庭に対しては、保健師が自宅を訪問する際に配布するよう依頼し、すべての子どもたちが絵本に触れ合えるよう取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月</li> <li>・実施回数：42 回</li> <li>・ボランティア参加者数：108 人</li> <li>・年間配布冊数：521 パック</li> </ul>	B	<p>絵本の配布を通して、本の楽しさを感じていただくことはもちろんのこと、母親のみならず父親も読み聞かせを通じたスキンシップやコミュニケーションが図られる効果もあると捉えている。</p> <p>また、本を渡す際に図書事業や子育て支援事業の説明を行い、参加の呼びかけを行うことで、事業参加の啓発につながっている。</p>	<p>ブックスタートが「初めて本に触れ、親しむきっかけ」となり、読書する子どもたちが増えること、また、親子で読書する機会が増えることで、読み聞かせを行う男性が増えるよう、取り組みを継続する。</p>	

## ◆基本目標 2 職場における男女共同参画の推進

男性も女性も仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう働き方の見直しを事業主等へ働きかけるとともに、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。

また、農林業・自営業従事者の女性支援として、女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。

### (1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①男女雇用機会均等法等の周知徹底 事業主や就労者に対して母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、関係機関との連携のもとで母性に関わる法制度の周知徹底を図ります。	1	平成 28 年 1 月 31 日（日）開催の男女共同参画フォーラムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報をまとめたチラシを作成し、配布した。	B	職場における男女共同参画を確立するために必要な情報の提供を行い、意識啓発が図られた。 更なる啓発のため、事業主等に対する周知が必要である。	企業向けのワーク・ライフ・バランス研修会の開催に合わせ、多様性を認めた経営の必要性等をふまえた男女の雇用機会均等の意識啓発を図る。	市民活動支援課
②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止の啓発 事業主等へセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための取り組みがなされるよう働きかけるとともに、情報提供などを行います。	1	市内高校生を対象にした「デートDV防止講習会」のテーマの一つとして、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを取り上げた。 ・デートDV防止講習会 対象者：市内高校生 開催校：佐沼高校定時制、登米高校 参加生徒数：135人	B	将来就職した際に、職場においてセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに遭わないよう、また、加害者にならないよう、知識と情報の提供が図られた。 更なる取り組みとして、事業主等に対する啓発が課題となっている。	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けて、各種講座等の機会をとらえ、情報提供や意識啓発を図っていく。	

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①勤務時間の短縮等の実施啓発</p> <p>職場と家庭、地域への参画の調和が図れるよう、短時間労働、フレックスタイムなどの実施を事業主へ働きかけると共に、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。</p>	1	<p>○平成 28 年 1 月 31 日（日）開催の男女共同参画フォーラムにおいてリーフレットを配布し、情報の提供を行った。また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報をまとめたチラシを作成し、配布した。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスをテーマに登米市職員研修会を 2 回開催した。</p> <p>・「Work-Life-Balance セミナー ～仕事と生活の調和～」 開催日：平成 27 年 7 月 31 日（金） 参加者：54 人</p> <p>・「ひとつ『働き方』を変えてみよう！～ワーク・ライフ・バランスの必要性を考える～」 開催日：平成 28 年 1 月 27 日（水） 参加者：51 人</p>	B	<p>フォーラム参加者へ男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの必要性について情報提供を行い、意識啓発を図ることができた。しかし、事業主への働きかけには至らず、啓発の内容について検討する必要がある。</p> <p>また、登米市職員を対象にワーク・ライフ・バランスの研修を行ったことにより、仕事と生活の調和を図ることの大切さを学び、業務改善に対する意識改革が図られた。</p>	<p>職場と家庭、地域への参画の調和が図りやすい職場環境づくりに向けた意識啓発を行うため、企業向けのワーク・ライフ・バランス研修会を開催する。また、宮城県の事業である「女性のチカラを活かす企業認証制度」の周知を行う。</p>	市民活動 支援課
<p>②再雇用制度の普及促進啓発</p> <p>再就職希望者の就職を援助するために、事業主に対して再雇用制度の普及啓発を行います。</p>	3	<p>定年後 65 歳までの再雇用制度について、啓発の対象及び手法についての検討が必要であり、企業等への普及啓発の実施には至らなかった。</p>	—	<p>高年齢者雇用安定法に基づく継続的雇用制度（再雇用制度）について、啓発の対象（事業主・労働組合・雇用者）及び手法について検討が必要である。</p>	<p>啓発の対象（事業主・労働組合・雇用者）及び手法について検討する。</p>	市民活動 支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③市内における託児所の開設及び事業所内保育施設への支援  市内における託児所の開設に向けた支援と事業所内保育を実施している企業を支援し、保育の質の向上と就労により保育に欠ける乳幼児の福祉向上を図ります。	1	事業所内保育施設への補助を実施した。 ・石巻ヤクルト登米センター	B	ヤクルト登米センターに対し補助金を交付することで支援を行い、保育の質の向上と乳幼児の福祉向上が図られた。	今後も事業所内保育施設への支援を行う。	子育て支援課
④ファミリー・サポート・センター事業  ファミリー・サポート・センター事業を広く市民に周知し、利用会員と協力会員の確保に努めるとともに、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。	1	子育てに臨時的・突発的に援助が必要になった場合に支援を行うため、利用会員(子育ての援助を受けたい方)・協力会員(子育ての援助ができる方)の確保に努めた。 【会員数】 利用会員：124人 協力会員：64人 両方会員：5人 計193人 【利用件数】 ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり 7件 ・放課後児童クラブの迎え、習い事等の場合の送迎 67件 ・保護者の就労の場合の預かり 20件 ・保護者の病気時の預かり 6件 合計 100件	B	利用会員が増加傾向にあるため、それに対応する協力会員の確保が必要となっている。	平成 28 年 4 月から事業内容の拡大を行う。 【拡大内容】 産前産後の家事支援等 【対象】 出産予定日のおおむね 1 か月前から産後 3 か月までの妊産婦	



(3) 農林業・自営業従事者の女性支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>①農産加工組織の活動支援</p> <p>農産物直売所を中心に活動している農産加工組織の研修活動や、特産品等商品開発を支援します。</p>	1	<p>○農産加工に関する技術研修並びに情報の収集を行った。</p> <p>・研修会 「売れ筋の加工品・行ってみたいくなる直売所」 開催回数 1回 参加人数 32人</p> <p>「新しい食品表示法であなたの商品の表示はどう変わる？」 開催回数 1回 参加人数 19人</p> <p>・加工研修会【登米市野菜パウダーを使用した加工品作り体験】 開催回数 1回 参加人数 23人</p> <p>・移動研修会 「女性の立場からの、地域農産物の有効活用、地産地消の推進、販売方法の創意工夫」 開催回数 1回 参加人数 23人</p> <p>○新商品の開発を行った。 件数 8件</p>	B	<p>女性の視点から、農産加工に関する技術の向上のための研修や情報収集などに意欲的に取り組み、その活動を通じて、新たな商品開発に対する意欲が高まってきている。</p>	<p>新たな商品開発や販路の拡大を促し、農産加工者の所得向上を図る。</p> <p>開発した商品を6次産業化へ繋げていくことで、地域農業の振興を図る。</p>	農林政策課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
② 6 次産業の育成支援 地域資源を活用した農産加工、食農体験、食文化の継承などに取り組む女性農業者を支援します。	1	○アグリビジネス起業家育成塾を開講した。 開催日数：16 日（開催数 21 回） 塾 生：20 人 うち女性塾生：3 人 ○ビジネスチャンス支援事業を活用し、商品開発やデザイン商品力向上に係る支援を行った。 支援件数：33 件 うち女性が代表者の事業者：2 件 ・(株)NARIDA ヘルスサポート ・千石農園 ○ふるさとベンチャー創業支援対策を活用し、創業時の支援を行った。 支援件数：3 件 うち女性が代表者の事業者：2 件 ・(同)米・米ファーム ・(株)NARIDA ヘルスサポート	B	一昨年からビジネスとしての農業を学ぶ場として、登米アグリビジネス起業家育成塾を開講し、農業経営力の向上と農商工連携の一層の促進を図った。また、ふるさとベンチャー創業支援対策及びビジネスチャンス支援事業の実施により、地域資源を活用した農産加工に取り組む女性農業者の支援の充実が図られた。	ビジネスチャンス支援事業と起業支援施策の推進に努め、地域資源を活用した農産加工・販売施設整備、商品開発、販路開拓等を実施し、女性農業者等への支援を行う。	ブランド 戦略室
③ 家族経営協定締結の促進 家族経営協定締結の促進・女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。	1	家族経営協定の締結を行った。 期間：平成 27 年 4 月～28 年 3 月 新規：10 件（うち女性含み 4 件） 解約：3 件（うち女性含み 2 件） （平成 26 年度 新規：12 件）	B	前年度より新規申請が減った。 認定農業者の認定や農業者年金の政策支援を受けるために締結しているケースが多い。 経営に参画する女性の締結がまだまだ少ないので、女性農業委員の活用を図る必要がある。	県農業改良普及センター等と連携して、家族経営協定の普及を促進していく。 農業経営支援会議の農業委員を活用して、農業経営主等に制度の周知を行う。また、会議とは別に女性農業委員に働きかけて、女性が締結しやすい環境の整備を図る。	農業委員会
④ 農業者との意見交換会 女性農業者を含めて、代表農業委員と農村におけるより良い男女共同参画社会を形成するために意見交換会を実施します。	1	農業者等との意見交換会を実施した。 開催日：平成 27 年 9 月 7 日（月） 出席者：36 人（うち女性 4 人） （平成 26 年度 出席者：30 人）	B	市内の農業者や法人の構成員、農業グループの代表等を対象に開催した。 昼間に開催したところ、1 名の欠席のみとなり、夜間の開催より参加者は多かった。女性の参加には、昼間の時間帯の設定が良い結果になった。	本年度で、農業者等との意見交換会は中止となる。今後は、別な形の交換会の計画を考えていく。	

◆基本目標 3 地域における男女共同参画の推進【重点目標】

地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識から生じる習慣等が依然として強く残っていることから、地域活動に男女が共に参画することの必要性や重要性について啓発を進めるとともに、女性が地域で活躍できる環境整備に努めます。

(1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①性別や世代を問わず参加しやすい会議等の開催  会議等は、性別や世代を問わず参加しやすい夜間及び土日の開催を実施します。	1	各種会議等の開催は、構成委員や参集者が参加しやすい日程で調整を行った。	B	男女の違いや、就労環境に関わらず、会議等に参加しやすい環境を整えることで、様々な視点からの意見集約が図られた。	会議等の開催に際して、土日や夜間など、参加しやすい時間帯等での開催に努める。	全庁
②市内小中学校の各種行事の開催  市内小中学校の年間行事や PTA の関連行事について、土日に開催し、父兄等が参加、出席しやすい日程に配慮します。	1	市内各小中学校とも、運動会や学芸会・文化祭など、大きなイベントは保護者が参加しやすいように原則、土曜日もしくは日曜日に実施した。	B	各校とも、例年どおりほとんどの保護者に参加していただいた。	保護者の意見を聞きながら、できる限り要望に応えられるよう努める。	学校教育課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
③ファミリー・サポート・センター事業  利用会員と協力会員の確保に努め、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。	1	子育てに臨時的・突発的に援助が必要になった場合に支援を行うため、利用会員(子育ての援助を受けたい方)・協力会員(子育ての援助ができる方)の確保に努めた。 【会員数】 利用会員：124人 協力会員：64人 両方会員：5人 計193人 【利用件数】 ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり 7件 ・放課後児童クラブの迎え、習い事等の場合の送迎 67件 ・保護者の就労の場合の預かり 20件 ・保護者の病気時の預かり 6件 合計 100件	B	利用会員が増加傾向にあるため、それに対応する協力会員の確保が必要となっている。	平成 28 年 4 月から事業内容の拡大を行う。 【拡大内容】 産前産後の家事支援等 【対象】 出産予定日のおおむね 1 か月前から産後 3 か月までの妊産婦	子育て支援課

## (2) 防災における男女共同参画の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①防災組織への女性の参画推進  防災組織に女性の参画を推進すると共に、防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人の視点の反映促進を図ります。	3	平成 27 年度には地域防災計画の見直しを行い、災害時における被災者及び救護に従事している人の心のケアの長期実施など、女性の視点を反映させる内容とした。しかし、登米市防災会議の構成員は、指定公共機関等組織長となっており、以前は女性がいたが現在は不在となっている。	—	防災計画等で、組織における男女共同参画等の推進を反映することについては検討しなかった。 防災活動には、組織のリーダーの一員となる女性消防団員等や、防災指導員の配置を推進する必要がある。	防災指導員養成講習会への女性の受講推進指導を行う。また、今後も地域防災計画の見直し等に伴い、必要に応じて男女共同参画について反映していく。	防災課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
②災害現場における 男女共同参画  災害時に、女性の視 点及び性別に配慮した 視点による災害支援が 行えるよう、男女共同 参画の視点を踏まえた 支援について普及啓発 を図ります。	1	宮城県との共催による「男女共同 参画多様な視点からの防災対策実践 講座」を開催した。 開催コミュニティ（開催順） ：新田地区コミュニティ推進協議会 米谷地域づくり推進協議会 西郷地区コミュニティ推進協議会 参加者数（延べ）：90人	B	アンケートでは、実際に活躍し ている方の話を聞く機会であり、 参考になったという意見が多く寄 せられた。女性の視点及び性別に 配慮した視点による防災・減災の 取組についての普及啓発が図られ た。	多様な視点での防災・減災 の取組や、男女共同参画の視 点を踏まえた支援について 普及啓発を図る。 継続して講座を行い、コミ ュニティ組織等との連携を 高めていく。	市民活動 支援課

### (3) コミュニティリーダーの育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①女性セミナーの開 催  地域リーダーとして 活躍することを望んで いる女性を対象に、リ ーダーとして必要な知 識等の修得を支援しま す。	1	○社会教育事業として公民館・ふれ あいセンターにおいて、指定管理業 務の一部である女性セミナーを開催 し、地域リーダー育成を行った。こ の他にも公民館・ふれあいセンター で女性のための講座を多く実施して いる。 ・「佐沼女性セミナー」 7回開催 参加 230人（迫公民館） ・「女性セミナー」 6回開催 参加 84人（豊里公民館） ・「いきいき女性セミナー」 5回開催 参加 128人（石越公民館） ・「津山地区女性セミナー」 1回開催 参加 18人（津山公民館） ○第 61 回はさま女性のつどいを実 施した。 実施日：平成 27 年 9 月 12 日（土） 対 象：迫町内の女性 参加者：50人	B	公民館等が女性のための事業を 多く行うことで、地域での女性の 活躍が期待できる。 はさま女性のつどいについて は、参加者が多く、女性の学習意 欲の高さを実感させられた。	地域で活動する女性の情 報交換の場を提供するなど、 修了後もフォローアップで きる体制について検討する。 また、女性が地域で活躍で きる場も増やしていき、男女 が共に活躍できる地域づく りを行う。 はさま女性のつどいにつ いては、新年度も企画・運営 を含め地域の女性団体のリ ーダーとともに実施する予 定である。	生涯学習課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 地域参画推進講習会の開催</p> <p>男女共同参画を推進する女性リーダー育成を目的とした、講座を開催します。</p>	1	<p>女性リーダー養成講座を開催した。</p> <p>「女性リーダー養成講座『OH!TOME カフェ』」</p> <p>開催期間：平成 27 年 8 月～11 月 (全 6 回)</p> <p>対 象：市内に在住する 20 代～50 代までの女性 20 人</p> <p>参加者：25 人</p>	B	<p>女性のあらゆる分野での意思決定や行動力向上のための実践的な演習や、地域参画及び新たなネットワーク形成を目的とした講義や意見交換を行った。</p> <p>受講後のアンケートでは、「自分ができることで地域に貢献したい」など前向きな意見が寄せられ、具体的な活動のビジョンを描いている受講生も見られた。</p> <p>修了生が参加者の半数を切る状態であるため、内容のブラッシュアップや参加しやすい講座のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>より参加しやすく、より実践的な講座となるよう、課題を検証していく。</p> <p>また、市政の様々な分野における女性の参画を促進するため、「女性人材リスト」への登録を働きかける。受講後にスキルを生かして地域活動へ参画してもらうため、地域の各種団体との交流を行うとともに、ネットワークの構築を図る。</p>	市民活動 支援課

#### (4) 男女共同参画を推進する団体等の育成・支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 出前講座の開催</p> <p>男女共同参画について研修を行いたい団体に出前講座を開催します。</p>	1	<p>平成 27 年度において、男女共同参画に関する出前講座の要請はなかったが、宮城県と登米市の共催事業である「男女共同参画多様な視点からの防災対策実践講座」の中で、宮城県の男女共同参画推進専門官による「男女共同参画・多様な視点 みんなで備える防災・減災のてびき」の説明が行われた。</p> <p>開催コミュニティ（開催順） ：新田地区コミュニティ推進協議会 米谷地域づくり推進協議会 西郷地区コミュニティ推進協議会</p> <p>参加者数（延べ）：90 人</p>	B	<p>コミュニティ組織において、男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災の取組を推進するための一助となった。</p>	<p>出前講座開催について、コミュニティ組織等へ積極的に働きかけるとともに、広報等により広く周知啓発を図る。「男女共同参画多様な視点からの防災対策実践講座」についても、継続して開催する。</p>	市民活動 支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 市民活動に対する支援体制の整備</p> <p>男女が共に市民活動に参画できるよう、市民活動に関する情報の提供を行います。</p>	1	<p>地域づくり計画に基づく事業実施にあたって、各コミュニティに対し、女性や子育て世代の意見を取り入れながら行うよう助言を行った。</p> <p>また、男女共同参画を推進する人材を育成するため、女性リーダー養成講座の内容に、地域づくりに関係するワークショップや実際に活躍する女性リーダーの体験談等を盛り込み、今後の活動に生かせるものとした。さらには、講座の際に、とめ市民活動プラザの情報誌等を提供した。</p>	A	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域づくり活動が実践された。</p> <p>女性リーダー養成講座については、6回講座を終えた後「何か行動をしてみたい」という声が多く、の受講者から挙がっていた。アンケート結果でも地域活動やボランティア活動をしてみたいという意見が多く、人材育成という意味での成果があった。</p>	<p>男女がともに市民活動に参画できるよう、先進事例等の情報の提供を図る。</p> <p>また、女性リーダー養成講座については、受講生や修了生と既存の市民活動団体をつなげるための取り組みについて検討していく。</p>	市民活動 支援課

#### (5) 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 登米市国際交流協会への支援</p> <p>登米市の国際交流の促進のため、登米市国際交流協会に補助金を交付し、その組織強化と事業実施を支援します。</p>	1	<p>登米市の国際交流推進の中核である登米市国際交流協会に補助金を交付し、市民の国際交流事業参加機会を充実させ、国際理解・感覚を養った。</p> <p>登米市国際交流協会補助金 2,800千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語講座〔実施 年間約 40 回〕</li> <li>・海外姉妹都市交流事業(受入事業等)</li> <li>・登米市国際まつり〔12月実施〕</li> <li>・ジュニア国際塾</li> <li>・通訳ボランティア協力(防災訓練等)</li> <li>・外国語指導助手(A L T)関連事業</li> <li>・多文化共生社会形成促進関連事業(交流会等)</li> <li>・ホームページによる広報活動</li> <li>・国際交流関係団体との連携</li> <li>・その他各種交流事業実施</li> </ul>	B	<p>市の国際化推進は「交流」だけではなく、男女性別に関わらず、市内に在住する外国人にやさしい環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の実現も必要と考えられる。また、異文化に触れ、外国人を受け入れる国際感覚を持った人材育成の重要性が増しており、市国際交流協会への支援は、国際交流・国際化関係機関と連携を図ること並びに人材育成の面でも有効である。</p>	<p>本市の国際化を進める上で、市民の国際交流意識の高揚は不可欠である。今後も多文化共生社会の形成や国際理解の推進、国際交流の担い手となる人材を育成するため、市国際交流協会等関係団体との連携を高め、当事業を継続する。</p>	市民活動 支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② 日本語講座・多文化共生シンポジウムの開催</p> <p>在住外国人の支援や交流を促進するため、日本語講座や多文化共生シンポジウムを開催します。</p>	1	<p>日本語講座については、補助金交付先である登米市国際交流協会の事業として実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語講座：年間約 40 回</li> <li>ほかに日本語講座移動研修を実施</li> </ul>	B	<p>事業内容は市の課題や市民のニーズ、社会情勢に即し、それらに柔軟に対応しながら展開されている。また、生活に直結した日本語習得のための講座や外国人同士の交流などの専門的な事業も実施でき、市の国際化推進・多文化共生における有効性は高い。</p>	<p>単なる学習の場としてではなく、日本人と外国人、外国人と外国人、外国人支援者同士の交流の場として今後も市国際交流協会と連携し、事業の周知などを含め支援を継続していく。</p> <p>多文化共生シンポジウムについては、開催に向け関係機関と検討していく。</p>	市民活動 支援課
<p>③ 外国人相談窓口設置事業の実施</p> <p>在住外国人が抱える悩みや課題を軽減するため、英語、中国語、韓国語の 3 か国語による相談窓口を設置します。</p>	1	<p>市内に居住する外国人の日常生活等における悩みの相談窓口を設置した。(平成 22 年度から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務は、登米市国際交流協会に委託して実施した。</li> <li>相談日は、定例日と電話相談による。</li> <li>定例日：毎週金曜日に開催する「日本語講座」に併せて実施した。</li> <li>電話相談：国際交流協会事務所(登米総合支所内)にて、月・水・金の日中に実施した。</li> </ul> <p>平成 27 年度実績 36 件【英語 13 件、中国語 11 件、韓国語 12 件】</p>	B	<p>市内に在住する外国人の日常生活等における悩みに対する相談窓口の設置や解決体制として、男女性別を問わず、外国人にやさしい環境づくりを主軸とした「多文化共生社会」の形成には不可欠な事業である。課題としては、継続的に取り組んでいくためには、将来的な相談員の人員確保が挙げられる。</p>	<p>今後も、言語の障壁による問題の解決に向け、外国人相談員を中心に、より多くの人々が有機的に関わる必要があるとされている。日本語講座同様、周知広報の一層の工夫と相談に対応する人材の確保に努める。</p>	



#### ◆基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画

今後のまちづくりの活性化には、女性の視点と様々な能力の活用が不可欠であり、男女共同参画を進めるうえでは、政策・方針決定過程へ女性の意見を反省させることが重要であることから、審議会や委員会等への女性の参画の拡大を推進します。

##### (1) 市の附属機関等における女性委員登用推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①意思決定過程への女性の推進  毎年女性参画推進状況を調査、公表し市民に対し意思決定における男女共同参画の必要性の理解を求めます。	1	市の審議会等委員への女性の登用率調査を4月に実施し、情報の収集と講評を行った。 平成27年4月1日現在 登用率 26.4% (平成26年8月1日現在 登用率 25.7%)	C	市の審議会等委員への女性登用率は、前年度と比較すると、0.7%増となっている。 しかし、目標値である登用率40%へ向け、審議会等へ向けた女性委員の必要性の更なる啓発など、積極的な登用の推進が必要である。	第3次基本計画に定める目標達成のため、女性の参画に関する推進状況を調査・公表するとともに、女性人材リストの利用促進を図るなど、女性委員の登用を推進する。	市民活動支援課
②女性人材リストの整備  各分野において専門知識を持つ人材を募集し、各審議会等に人材情報として提供します。	1	意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性リーダー養成講座を開講し、その修了生に「登米市男女共同参画女性人材リスト」への登録を促した。また、各種審議会等委員や地域づくりに関するリーダーとして活躍できるよう、庁内や市内コミュニティ組織に向けて周知を行った。 登録者：16人	B	平成27年度女性リーダー養成講座修了生11人のうち人材リストに登録された者は7人であった。登録者数がまだ少なく、今後更なる登録者数の増加に向けて修了生への声掛けが必要である。	登録者数の増加に向けて、女性リーダー養成講座を継続して開催し、修了生へのリストの登録の声掛けを行うとともに、制度の積極的な活用を呼び掛ける。	
③附属機関等への女性委員登用の促進  積極的に女性の登用を進めます。	1	【上記再掲】 ①意思決定過程への女性参画の推進を参照	B	【上記再掲】 ①意思決定過程への女性参画の推進を参照	第3次基本計画に定める目標達成のため、女性委員の登用促進を図る。	全庁

(2) 市女性職員の登用の推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 管理職への女性登用の促進</p> <p>男女の区別なく公平公正な管理職への登用を図ります。</p>	1	<p>女性管理職の人数：46人 (平成25年度：48人、平成26年度：46人) 女性活躍推進法に基づき、特定事業主行動計画への女性管理職の目標値・取組みの追加を検討した。</p>	B	<p>平成26年度と管理職への女性登用数の変化はなかったが、本庁次長職への管理職の登用もあり、女性管理職登用に対する意識は高まってきている。</p> <p>また、管理職への女性登用を促進することは、職場内における男女共同参画の意識が高まり、率先垂範という観点からも自治体として地域における役割を果たしている。</p> <p>さらに、特定事業主行動計画には、事務部局における女性管理職の割合について、数値目標と取組を追加した。</p>	<p>今後、ますます多様化する市民ニーズに的確に 대응していくためには、女性管理職の必要性が高まるものと考えられることから、今後とも、女性職員の研修機会参加等を促進するなどして、女性職員の管理職への育成を含めた登用を促進していく。</p>	人事課
<p>② 研修の機会の充実</p> <p>市職員の各種研修機会の充実を図り、性別を問わず参加を推進します。</p>	1	<p>各種研修受講者の募集は、性別に関わりなく行った。</p>	B	<p>職場外研修（市町村職員研修所の研修など）、職場内研修ともに、機会均等が確保されており、男性職員と同様に能力向上が図られたと考えている。</p>	<p>今後も取り組みを継続し、各種研修への参加を推進していく。</p>	

(3) 市政への参画の促進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 広聴活動推進事業</p> <p>市民の市政への関心を高めると共に、市民の声を市政へ反映させるため、市長へのメール、市長への提言箱、移動市長室、出張市役所を実施します。</p>	1	<p>市長へのメール：49 件                      市長への提言箱：40 件                      移動市長室：9 回                      出張市役所：3 回                      市政モニター会議：2 回                      モニターは、市内全域から男女それぞれ 10 人を選出。</p>	B	<p>市長へのメール・提言箱は、担当部署で回答案を作成し、市長の決裁を経てそれぞれ回答した。移動市長室は総合支所単位に 9 回開催、18 団体（397 人）と意見交換などを実施した。出張市役所は、実施団体の申請により 3 回実施、44 人が参加した。</p> <p>市政モニターからは、24 件の連絡表の提出があり、市政に提言いただいた。</p>	<p>広く市民の声を聴くため、これまで同様の取り組みを推進していく。</p>	市長公室
<p>② 各種講演会やイベント等の開催</p> <p>各種講習会やイベント等の開催を通して市政への関心と理解を深めます。</p>	1	<p>市民参画による、開かれた市政を推進するため、講演会・講座・研修会等を開催した。</p>	B	<p>講演会や講座等に多くの市民の参加をいただき、市政への関心と理解を深めることに役立った。</p>	<p>各種講習会やイベント等の開催を通して、市政への関心と理解の促進を図る。</p>	全庁

## 《基本方針 Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり》

### ○評価の概要

基本方針Ⅲについては、29事業の評価を行いました。

重点目標としている「基本目標1 安心して子育てできる環境づくりの推進」については、男女がともに子育てに参画できるよう、ライフスタイルの多様化に伴うニーズの増加に対応した子育て環境の整備、子育て支援体制の整備に努め、成果をあげています。しかし、市が実施するイベント等における託児については、限られた課での利用に止まっており、今後各部署等へ働きかけを行う必要があります。

また、成果をあげることができた事業（A・B評価）割合が少なかったのは、「基本目標3 高齢者、障がい者への支援」の「高齢者の雇用機会の創出」でした。高齢者の生きがいをづくりのためのイベント等はこれまで通り実施したものの、雇用機会の創出の面で課題が残りました。シルバー人材センターの会員数増に向けた取り組みや、受託件数・金額の増加に向けた取り組みを行います。

### ○評価基準

#### 【実施状況】

1. 実施した
2. 検討したが実施しなかった
3. 検討しなかった

#### 【評価基準】

- A. 計画以上の成果を上げた
- B. 計画どおりの成果があった
- C. 成果をあげることができなかった

◆基本目標 1 安心して子育てができる環境づくりの推進【重点目標】

子育てに関する相談や情報提供の充実を図るとともに、多様化する子育てのニーズに対応するため、子育て支援体制の充実を図ります。

(1) 子育て環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①各種保育事業の充実 保育ニーズに応じて各種事業の充実を図ります。	1	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、乳幼児の健全な心身の発達を図るため、各種保育事業を行った。 通常保育事業 公立 8, 私立 12, 小規模 10 延長保育事業 公立 1, 私立 9, 小規模 4 一時保育事業 公立 1, 私立 2, 小規模 4 障がい児保育事業 私立 5 施設 低年齢児保育事業等 認可外 3 施設	B	保護者の就労形態の多様化や女性の就労機会の増加により、延長保育を希望する保護者が増加している。現在、受益者負担である延長保育料を無料としているため、保育料徴収について検討が必要。また、一時保育対応施設の拡充が必要。	今後も各種事業の充実を図っていく。	子育て支援課
②幼保一体化の検討 国が検討している新しい子育て支援システムの動向を見ながら、市内の保育所、幼稚園についてその一体化のあり方を検討します。	1	・「登米市子ども・子育て支援本部作業部会」での検討を行った。 ・認定子ども園の設置計画の検討を行った。	B	検討組織に参加し、計画策定の業務を行った。	平成 28 年度以降、登米市の認定子ども園設置が円滑に行われるよう、市民生活部と連携して準備にあたる。	学校教育課
③幼稚園の預かり保育の実施 市立の全幼稚園において、預かり保育を実施します。	1	・全幼稚園で実施した。 利用者数：376 人	B	働く保護者や、保育が困難な世帯等の支援ができた。	・保育所型預かり保育の実施 市内幼稚園 4 施設において、預かり時間の拡大と夏休み期間中等の保育を行う。 ・従来型預かり保育の実施 保育所型預かり保育実施幼稚園並びにそれ以外の園において、従来型の預かり保育を実施する。 ・どちらにおいても、保護者のニーズに応えられるよう、保育内容の充実を図る。	

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>④ 医師招聘及び医療連携の充実</p> <p>産科、小児科を含む医師招聘へ取り組みます。さらに、小児救急、周産期医療に係る大崎市民病院や石巻赤十字病院との医療連携の充実を図ります。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北大学医局への要請</li> <li>・ 市、県ホームページへの求人掲載</li> <li>・ 県ドクターバンクへの求人掲載</li> <li>・ 全国自治体病院協議会への求人掲載</li> <li>・ 医師招へいに関する国、県への要望</li> <li>・ 医学生奨学金貸付制度の継続</li> </ul>	B	<p>各方面へ医師招へいに向けた働きかけを行ってきたが、新たな医師の招へいには至っていない状況である。しかし、市民病院小児科においては、平日午後の一般診療や、日曜日における小児救急への対応を開始した。</p> <p>また、米谷病院では東北大学からの応援回数が増え、週 4 回の外来診療が可能となった。</p> <p>〔課題〕</p> <p>東北大学では、常勤医が 5 名以上いない病院での分娩を扱わせない方針としている。また、日本産婦人科学会からは「今後、各地域の周産期母子医療センターに 10 から 20 名の産科医を集約する」との新聞報道もあったところであり、市民病院としては、現行の「産科セミオープンシステム」を継続し、本市在住の妊産婦さんが必要な時に、速やかに入院できる体制を構築することこそが、本市産科医療の現実的な体制であるといえる。</p> <p>小児科についても、入院患者の受け入れについては、5 名以上の常勤医がいない病院では入院治療はさせないとの東北大学の方針であり、入院再開については大変厳しい状況となっている。</p>	<p>今後も、大崎市民病院や石巻赤十字病院との連携を図りながら、役割分担を行い産科、小児科の医療の確保を行っていく。</p>	医療局 総務課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
⑤放課後児童健全育成事業の推進（放課後児童クラブ） 地域の实情も考慮しながら、児童の居場所づくりを充実、推進します。また、学校や関係機関と連携するとともに、指導員の資質と専門性の向上を図ります。	1	保護者が就労等で家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて健全な育成を行った。 ・児童クラブ数：15クラブ ・登録児童数：708人（平均） ・延べ利用児童数：114,676人 ・登米市保育担当者及び児童館等指導員研修会（4回開催） ・中堅職員研修会（2回開催）	B	対象児童を6年生まで拡大したことにより、定員と実施場所を増やして対応した。 指導員不足により運営が困難であるため、教員補助員や幼稚園補助員を放課後や長期休業期間中に指導員として配置しており、指導員の確保が必要となっている。	保育士等の有資格者が全国的に不足していることから、有資格者である指導員の確保に努める。また、地域によっては定員超過となる児童クラブが想定されるため、指導員の確保と併せて、実施場所の拡大を検討する。	子育て支援課
⑥要保護児童対策地域協議会の開催 要保護児童の早期発見及び適切な対応を図るため、関係機関の円滑な連携・協力を確保し、次の会議等を開催します。	1	要保護児童等の適切な対応の為、関係機関とネットワーク会議を実施した。 代表者会議1回 出席者13人 実務者会議10回 出席者255人	B	要保護児童の早期発見や児童に対する適切な対応について共有し、関係機関との調整や情報共有を図ることができた。	今後も定期的に行い、関係機関の円滑な連携・協力に努める。	
⑦家庭児童相談事業の実施 子どもに関する様々な問題に専門の家庭児童相談員を配置し、各ケースに対応するとともに関係機関との連携を図りながら相談業務に当たり、問題解決のための調整、ケース検討を行います。	1	相談業務実績：実人数 330人 延べ 4077人 ケース検討会：77回開催	B	専門の家庭児童相談員を配置し、子どもに関する様々な問題に対応するために、関係機関との連携を図りながら、相談業務を行った。	多様化・複雑化するケースに対応するため、今後とも各関係機関と連携を図りながら相談事業を実施する。	

(2) 子育て支援体制の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 子育て支援センター事業の充実 市内全町域に整備されており、身近で気軽に集うことができ、子育て家庭の親子が安心して居場所づくりを進め、事業を充実していきます。	1	各子育て支援センターで事業やイベントを計画したり、自由来館を設け安心して利用できる環境を整えたりするなど、総合的な子育て支援を行った。 ・延べ利用者数：27,430 人 ・育児相談件数：531 件	B	町域を超えて利用する親子が増え、親同士の交流が多くなり乳児からの利用も増えてきた。しかし、外に出ることやコミュニケーションの苦手な親もいることが考えられるので、そのような親に対しての働きかけが必要である。	気軽に安心して利用できる子育て支援センターの充実を図り、子育て支援サービスの向上を図っていく。	子育て支援課
② 子育てに関する情報提供 市のホームページやモバイルとめを活用し、情報提供体制の強化を図ります。	1	「登米市子育てガイドブック」、「子育てまっぷスマイルとめっこ」を発行し、情報提供をした。また、健診などを利用して情報を発信した。	B	「登米市子育てガイドブック」、「子育てまっぷスマイルとめっこ」を発行し、情報提供をすることで、子育て支援体制を強化した。	さらに情報提供体制を強化し、子育て支援体制を整えていく。	
③ 子育てサポーターの育成 子育て支援に関心のある男女を対象に研修会等を開催し、子育てボランティアを育成します。	1	子育てサポーターが 29 人登録し、子育てボランティアとして市及び公民館等事業の開催時に女性が事業を安心して受講できるよう託児を行っている。 ・実施回数 15 回、50 時間 ・ボランティア実施人数 42 人 ※市で実施していた子育てサポーターの研修会は、県の研修会と集約し県が主として実施している。	B	年々子育てサポーターを利用する人数が増えてきていることから、さらに制度の周知や活動の活発化を行う。	参加者が安心して社会教育事業に参加できるように、有償ボランティアとしてサポートしていく。 また、県の子育てサポーター養成講座と連携し、新たな人材の発掘と研修機会を確保する。	生涯学習課
④ 各種行事の託児の実施 参加したくとも育児のために参加できない方のため、市が行う講演会や催事の際に託児の充実を推進します。	1	【市民活動支援課】 男女共同参画フォーラムの開催にあたって託児を設置したが、利用は無かった。	C	講演会等のイベント会場において託児を実施できる団体が少なく、受託団体を探すことが課題となっている。 生涯学習課の子育てサポーター制度の利用についても、市民活動支援課の事業での利用に止まった。	託児の受け入れ体制の整備を行う。 市が実施するイベント等における託児の実施について、各部署等へ働きかける。	全庁



## ◆基本目標 2 介護等への支援

各種介護サービスの充実を図るとともに、支援体制の強化を図りながら家族介護を支援します。  
また、介護休業制度について周知を図り、男女とも介護休業を取得しやすい環境づくりに努めます。

### (1) 介護に関する社会的支援の充実

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①市内介護保険事業 所研修会の実施  介護サービスの質の 向上を目的に、介護保 険制度改正、サービス 提供時の事故状況、各 種届書等の手続き関係 などについての研修会 を実施します。	1	○平成 27 年度介護保険サービス事 業者集団指導 県東部保健福祉事務所登米地域事 務所開催の集団指導に参加し、サー ビス提供時の事故状況、各種届書等 の手続き関係の説明を行った。 開催数：2 回 出席者：176 人	B	東部保健福祉事務所と合同で開 催することで、多くの事業所の参 加が期待でき、県からのお知らせ 等についても県・市・事業所と情 報共有することができる。	介護サービスの質の向上 を目的に、介護保険制度改 正、サービス提供時の事故状 況、各種届書等の手続き関係 などの研修会について、今後 も同様の方向で実施してい く。	長寿介護課
②介護認定調査員研 修会の実施  認定調査員の調査技 術の向上を目的に、新 任調査員研修会、現任 調査員研修を実施しま す。	1	新任調査員研修 開催数：3 回（男 7 人、女 12 人） 現任調査員研修（県と共催） 開催数：1 回（男 43 人、女 73 人）	B	認定調査の基本事項、事例検討 による研修を行い、認定調査のた めの知識等を深め、認定調査員の 資質の向上を図った。	公平・公正な認定調査は適 正な審査判定の根幹となる ことから、今後も研修を実施 する。	
③介護雇用プログラ ム事業の実施（緊急 雇用事業）  失業者等を介護施設 で新たに雇用するな ど、介護現場における 緊急雇用の拡大や、人 材確保及び資質の向上 を図ることを目的に、 受託事業者を公募しま す。	—	介護雇用プログラム事業（緊急雇 用事業）は、平成 24 年度で終了して いる。	—			

(2) 男性の介護知識や介護技術の普及

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 介護支援事業の実施</p> <p>家族介護者を対象に、各総合支所単位で家族介護教室や交流会を実施します。また、市全体事業として、家族介護者交流会を実施します。</p>	1	<p>登米市社会福祉協議会と委託契約により実施した。</p> <p>開催数：19回</p> <p>延べ参加者数：257人（女性含）</p>	B	<p>介護者のリフレッシュ、情報交換、介護知識の普及の機会となっている。</p>	<p>家族介護者を対象に、家族介護教室や交流会について、今後も平成 27 年度と同様の方向で実施していく。</p>	長寿介護課

(3) 地域における介護体制の確立

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① 認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>認知症をかかえる当事者やその家族が安心して暮らすことができるよう、市民に認知症の症状及び対応の仕方を理解してもらい、地域での見守りや家族の支援ができることを目指します。</p>	1	<p>認知症サポーター養成講座</p> <p>開催数：26回</p> <p>参加者：724人（男 240人、女 484人）</p>	B	<p>開催回数が増えたこと、また1回あたりの参加者数も増えたことで認知症の普及啓発の機会が多くなった。</p>	<p>認知症をかかえる当事者やその家族が安心して暮らすことができるよう、市民に認知症の症状及び対応の仕方を理解してもらい、地域での見守りや家族の支援を行うため、今後も平成 27 年度と同様の方向で実施していく。</p>	長寿介護課

### ◆基本目標 3 高齢者、障がい者への支援

高齢者や障がいのある人が生きがいをもって暮らし、自立した生活を安心して送ることができるよう就労支援や生活環境の整備、その他必要な支援やサービスの提供に努めます。

#### (1) 高齢者の自立と安定した暮らしへの支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
① 高齢者の社会参加の促進  高齢者の生きがいをづくりのための生涯学習やスポーツ教室を開催します。	1	社会教育（公民館）事業の世代別事業で、長生大学、いきいき教室など高齢者対象事業を実施しており、公民館・ふれあいセンター（19 施設）で実施している。（指定管理業務委託）  高齢者のスポーツ推進及び健康の維持・増進、生涯スポーツの普及を図るために実施した。 ・グラウンドゴルフ大会、ユニカール大会、ゲートボール大会	B	公民館等が地域特性を生かした事業を行っており、スポーツを通じて、高齢者の相互の交流を図るとともに、健康の維持・増進及び生きがいをづくりにつながった。また、スポーツの推進に寄与し、男女問わず参加し交流を深めたことは、地域振興にも繋がっている。 参加者の高齢化が進み、参加チーム数が減ってきていることが、課題となっている。	高齢者の生きがいをづくりを目的に、今後も実施していく。  社会教育（公民館）事業の高齢者事業を、全ての公民館・ふれあいセンター（21 施設）で実施するよう推進していく。	生涯学習課
② 高齢者の雇用機会の創出  高齢者の雇用や技術習得の推進を図るシルバー人材センターへの助成を行います。	1	（公社）登米市シルバー人材センター 1 事業実績（請負事業・派遣事業計） 4,454 件（H26：4,459 件） 391,722,859 円（H26：398,332,070 円） (1) 請負事業 ・受託件数 4,431 件 (H26：4,439 件) ・受託金額 356,421,724 円 (H26：363,000,296 円) (2) 派遣事業 ・受託件数 23 件 (H26：20 件) ・受託金額 35,301,135 円 (H26：35,331,774 円) 2 会員数 894 人（H26：918 人） ・男性 622 人（H26：632 人） ・女性 272 人（H26：286 人）	C	請負事業の受託件数及び会員数は減少しており、昨年度より派遣事業に力をいれることで受託件数は増加したが、受託金額は減少した。	会員数が年々減少していることと、会員の年齢層に偏りがあるため、幅広い年齢層の獲得及び全体の会員数増に向けた取組みを図る。また派遣事業にさらに力を入れ、受託件数・受託金額ともに増加するよう取組む。	商工観光課

(2) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①道路整備事業 新設改良する路線に付随する歩道をフラットにし、段差の解消に努めます。また、歩道の無い路線については、極力幅広路肩を設置し、歩行スペースを広く確保できるよう努めます。	1	平成 27 年度に工事を実施した道路整備事業 35 路線のうち歩道の設置を計画している 14 路線については、すべて車道と高さを合わせたフラット型として実施あるいは整備中である。	B	歩道設置路線については、全て計画どおりフラットに設置することができた。 歩道を設置しない路線については、地元計画説明や用地取得が完了しており、幅広路肩となっていない状況であるが、現在計画中の路線について設計に取り組んでいる路線もある。	今後も新規計画路線については、歩道の設置を計画する場合はフラット型、歩道を設置しない箇所については幅広路肩導入の検討を行っていくこととする。	道路課
②説明会への参加促進 性別に配慮しながら高齢者や車椅子で来場する方のスペースの確保をします。	1	各種イベントの開催にあたっては、高齢者や障がい者が参加しやすいよう会場設営を行った。	B	車いすで来場する方のスペースを確保するとともに、高齢者や障がい者が安心して参加できるよう努めた。	高齢者や障がい者の積極的な社会参画を促進するため、会場等における環境整備を図る。	全庁
③第3期障害福祉計画の策定 H24～H26までの障害者自立支援計画を策定し、障害福祉サービスの向上と計画的な推進を図ります。	1	平成 29 年度を目標として、平成 26 年度に策定した第 4 期障害福祉計画に基づき、自立支援給付、地域生活支援事業等各種事業を実施した。	B	障がい者やその家族等に対して各種事業を実施することで、地域生活を安心して送れるようになっている。また、障害福祉サービスごとに必要な見込み量を算出し、それを確保するための方策を定めることにより、多様化・複雑化する支援ニーズに対応する。	計画の策定を効果的に推進するため、定期的に調査・分析、評価を行い、必要な処置を講ずる。	生活福祉課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
④社会参加促進事業の実施（地域生活支援事業） 公共施設等のバリアフリー化の推進、手話通訳相談員の派遣などにより、社会参加を促進していきます。	1	手話通訳相談員の派遣を行い、666人（うち障害者 135 人）の相談を受け付けた。	B	前年度と比較して相談の受付人数は減少したが、おおむね計画通りの業務を行い、社会参加を促進した。	障害者の社会参加促進のため、引き続き手話通訳相談員の派遣を行う。	生活福祉課
⑤障がい者の雇用支援 県やハローワーク、国から委託を受け障がい者の雇用等について支援をしている「障害者就業・生活支援センターゆい」、市内就労系福祉サービス事業所などと連携を図るとともに、企業への障がい者雇用の研修会や職場実習の受け入れを行って頂きながら障がい者の雇用支援を行います。	1	福祉事務所生活福祉課障害福祉係や各総合支所の窓口ほか障害者就業・生活支援センター「ゆい」等の関係機関と連携し、障害者の就労に関する個別相談や、支援学校卒業予定の生徒の支援を行った。	B	就労系の障害福祉サービスの利用を通じて雇用支援を行っている。就職先の候補となる事業所の障害者に対する理解や、就労支援を行う事業所等の障害者へのさらなる理解の促進を図る必要がある。	事業所に対し理解を深める研修を開催し、雇用につながる支援を行う。	

#### ◆基本目標 4 生涯にわたる健康づくりへの支援

女性が安心・安全に妊娠・出産できるとともに、男女がともに健やかにすごせるよう、生涯を通じた心と体の健康づくりに努めます。

##### (1) 健康づくりへの支援と環境の整備

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>に関する学習機会の提供</p> <p>※性と生殖に関する健康と権利</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、あらゆる機会や媒体を通して周知します。</p>	1	<p>市内高校生を対象にした「デートDV防止講習会」のテーマの一つとして、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を取り上げた。</p> <p>・デートDV防止講習会 対象者：市内高校生 開催校：佐沼高校定時制、登米高校 参加生徒数：135人</p>	B	<p>性や生殖等に関して、生徒から講師に「聞いてみたいこと」を事前に提出していただいたところ、堕胎のリスクや性的感染に関する質問などが寄せられた。</p> <p>講師はすべての質問に回答し、妊娠・出産の当事者である女性自らが、安全な性行為や妊娠・出産ができるような自己決定をするための正しい知識を学ぶ場となった。</p>	<p>今後も、性と生殖に関する健康と権利について、正しい知識を学ぶ機会の提供に努める。</p>	市民活動支援課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>② ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実</p> <hr/> <p>女性特有の健康上の問題に対して、情報提供や相談の充実を図ります。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こんにちは赤ちゃんサロン 子育てサポートセンターと連携し、プレママ（妊婦）と1歳未満児を抱える母親を対象として開催した。保育士、助産師、保健師、栄養士、心理士等による教育支援を行った。 実施回数：18回 延べ参加者数：190人</li> <li>・ 子育て元気サポート事業 乳児健診時の臨床心理士による集団指導と個別相談を実施した。 実施回数：38回 延べ相談者数：62人</li> <li>・ こころの元気相談室 登米市民病院において、臨床心理士による継続的なカウンセリングを予約制で週2回実施した。 実施回数：102回 延べ相談者数：434人</li> <li>・ こころの相談 各総合支所において、精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士による個別相談を実施した。 実施回数：63回 延べ相談者数：136人</li> </ul>	B	<p>個別相談事業を通し、結婚・妊娠・出産・育児といったライフステージの変化に応じたメンタル面へのサポートを図ることができた。同じ悩みを抱えている相談者がグループ化し、自主的に活動を開始したケースもある。しかし、個別相談では利用者の増加に伴い、タイムリーな相談ができない相談者もいることが課題となっている。</p> <p>また、こんにちは赤ちゃんサロンでは、参加者に主体的に動いてもらうことで、より参加者自らが意欲的・主体的になっていった。</p>	<p>相談内容によっては、専門的な相談だけでなく、母親同士がサポートし合える場や人材の確保が必要である。今後、さらに市民同士で支え合う体制づくりを推進していく。</p>	健康推進課

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
<p>③ 健康管理意識の啓発</p> <p>生活習慣病予防のための指導や健康管理意識の啓発を行います。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育 各総合支所等において、地域に向いての健康教室を開催。 実施回数：栄養 141 回 運動 94 回 参加者数：栄養 延べ 3,613 人 運動 延べ 1,897 人</li> <li>生活習慣病重症化予防事業 特定健診受診後、該当者 555 人に対し、受診勧奨通知と返信用はがきによる受診状況の確認を実施した。受診拒否や返信のない市民に対して、電話や訪問による指導を実施した。</li> </ul>	B	各総合支所において、地域のニーズに即した健康教室や、健康寿命延伸に向けた生活習慣病予防に関する啓発を実施した。重症化予防事業においては、訪問や電話での指導を試みても連絡がとれず、面接できないケースも多い。	元気とめ食育 21 計画の目標を市民と共有し、地域での健康づくりを推進していく。さらに、男性にも積極的に参加してもらえるよう教室開催の場所・日程・内容を検討し参加を促進する。また、生活習慣病予防事業の対象者を絞り込み確実に医療につなぎ、訪問等による個別指導を強化する。	健康推進課
<p>④ 保健施策の総合的な推進</p> <p>「健康プラン」に基づき、健康づくり体制を確立し、市民の自主的な健康づくりへの支援と環境の整備・充実に取り組みます。</p>	1	<p>これまでの活動に加え、ウォーキング推進事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内スポーツクラブによるノルディックウォーキング教室(委託事業) 実施回数：47 回 参加者：629 人</li> <li>イオンタウンと共催によるタウンウォーク 実施回数：10 回 参加者：187 人</li> <li>ウォーキングマップの距離表示設置 3 か所</li> </ul>	A	<p>ウォーキング推進事業を継続実施した。</p> <p>実施にあたっては、各種団体との協働を心がけ、参加者の増加はもとより、参加者の年齢の幅を広げることができた。</p>	健康寿命の延伸は、市民の意識改革がカギとなることから、引き続き、各種団体との協働による事業を実施する。	



◆基本目標 5 単身者や生活困窮者に対する支援

自立した暮らしの実現のため雇用の支援を行います。

また、未婚率の増加が少子化の要因の一つとなっていることから、単身者が参加しやすい交流の場を提供します。

(1) 出会いの場の創造

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①ふれあい交流事業 の開催  20代から40代の 男女を対象として、市 内外の若い世代の輪を 広げふれあいの機会に つながります。	1	<p>○「登米市結婚活動支援事業」として自分磨きや出会いの場の提供、結婚相談をまとめて民間業者等に委託し、事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分磨きセミナー 対象者 独身の男女 開催数 6回 参加者数 148人(男91人、女57人)</li> <li>・出会いイベント 対象者 独身の男女 開催数 7回 参加者数 170人(男95人、女75人)</li> </ul> <p>○平成27年度に「一関市・栗原市・登米市合同婚活イベント」を実施。同じ課題を抱える自治体による連携事業として独身男女が出会う機会の創出を図った。 参加人数 男性33人、女性33人 計66人</p>	B	<p>結婚活動支援事業で「自分磨きセミナー」を実施し、参加者のコミュニケーション能力などの向上に努めた。</p> <p>また、「出会いイベント」では、20代～40代、40歳以上など、対象年齢を区分し、幅広い年齢の対象者に出会いの場を提供するなど結婚活動の支援を行った。</p> <p>これまで、市結婚活動支援事業による出会いイベントや相談などにより4組の成婚報告がある。事業認知度の更なる向上を図りながら、今後も継続した取り組みが必要である。</p> <p>3市合同婚活イベントについては66人参加中18組のカップル成立となり、高い事業効果がみられた。</p>	<p>平成28年度も自分磨きや出会いの場の提供等、継続した結婚活動の支援を行う。</p> <p>また、平成27年度の3市に平泉町を加えた4市町による合同婚活イベントの計画を進め、広域で男女の出会いの場の創出を図る。</p>	市民活動 支援課
②若者交流モニター の設置  若者定住、市民参加 等に関する若者の声を 聞き、市の政策等に反 映します。	—	平成25年度で終了している。	—			

## (2) 就職支援

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①生活困窮者への支援  ハローワーク等と連携し、生活困窮者を対象とした就職支援などを行います。	1	生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層（15～64歳）にある者に対し、訪問調査時に就労に向けた助言指導を実施している。また、比較的求職意欲の高い受給者を対象に、ハローワークへ支援要請することで、6ヶ月の期間集中的な支援を実施している。支援事業対象者 29 名のうち 8 名が就労している。	B	就労意欲の低い者が多く、一般就労支援にすぐに繋がらない。また、稼働年齢層の半数以上が 50 歳を超えていること、生活保護受給者は原則自動車保有が認められていないことから通勤手段がないこと等がネックとなり、就労に結びつかないケースが多い。	生活に困窮している方、生活保護受給者を対象に、就労支援を業務委託により実施する。また、求職意欲や社会との関わり方等に問題がある者を対象に、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援も併せて実施する。	生活福祉課

## (3) 相談の場づくり

具体的な取り組み 概要	実施 状況	平成 27 年度事業実績	評価	成果・課題	今後の取り組み	主管課
①結婚相談会の実施  結婚を希望する男女やその家族を対象とし、結婚についての助言や相談を行います。	1	平成 27 年度は「登米市結婚活動支援事業」内の一つとして実施した。 ・結婚相談及び懇談会 対象者：結婚を望む本人またはその家族など (相談会) 相談件数 10 件 (個人 6 件 家族 4 件) (懇談会) 開催数 3 回 参加者数 33 人 (男 12 人、女 21 人)	B	結婚を望む本人やその家族からの相談について、随時受け付けし、助言等を行った。 相談者に結婚活動支援事業への参加を促すなど、相談から自己啓発及び出会いの場の提供という連続した支援を行うことで、事業効果を高めることができた。 結婚懇談会では、「今どきの婚活」について参加者と話し合い、今どきの婚活について理解を深めることができた。	平成 28 年度も結婚活動支援事業において結婚相談を行い、その活動の支援を行う。なお、相談については随時受け付けするほか、自宅等への訪問相談にも対応する。 結婚懇談会など、結婚に関する啓発活動を行い、今どきの婚活に対する理解と協力意識の醸成を図る。	市民活動支援課

### 3 第2期登米市特定事業主行動計画（平成27年度実績）

主管課：総務部人事課

#### 1 職員の勤務環境に関するもの

具体的な取り組み	平成27年度における実績
<p>(1) 子育てに関連する既存の各種制度の周知徹底</p> <p>(2) 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>(3) 男性職員の育児参加のための休暇及び休業の取得促進</p> <p>    ①男性職員の「育児休業」の取得促進</p> <p>    ②「妻の出産休暇」、「育児参加休暇」の取得の促進</p> <p>(4) 出産休暇を願い出た職員等への個別説明</p> <p>(5) 出産休暇中及び育児休業中の職員への情報提供</p> <p>(6) 育児休業を取得しやすい環境の整備等</p> <p>(7) 時間外勤務の縮減のための意識啓発</p> <p>    ①ノー残業デーの徹底</p> <p>    ②週休日の振替又は勤務時間の割振り変更及び代休日の指定の徹底</p> <p>    ③業務の簡素合理化の推進</p> <p>    ④健康面における配慮</p> <p>(8) 年次有給休暇の取得の促進</p>	<p>【女性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業取得者 <u>38人</u></li> <li>    (うち、平成26年度以前から引き続きの取得者 <u>23人</u>)</li> <li>・ 育児短時間勤務取得者 <u>1人</u></li> <li>・ 部分休業取得者 <u>5人</u></li> </ul> <p>【男性職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業取得者 <u>0人</u></li> <li>・ 妻の出産休暇取得者 <u>20人</u></li> <li>・ 育児参加休暇 <u>1人</u></li> </ul> <p>○平成27年 年次有給休暇平均取得日数</p> <p style="text-align: right;"><u>9.1日</u> / 年</p>

#### 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

<p>(1) 来庁者に対する環境整備</p> <p>(2) 子どもの職場学習機会の積極的な提供</p> <p>(3) 子どもと触れ合う機会の充実</p>	
--	--

## 4 数字で見る登米市の男女共同参画推進状況

### (1) 政策・方針決定過程への女性の登用状況

(平成28年4月1日現在)

No	項目	登米市 ※1( )内は平成27年度の数値	宮城県平均	最多市町村	
1	女性議員の割合	8.0%(7.7%)	9.6%	31.3%(亘理町)	
2	市役所の女性職員の割合	管理職	24.0%(22.9%)	17.7%	40.5%(涌谷町)
		うち一般行政職 ※2	3.4%(1.1%)	11.3%	36.4%(松島町)
		管理職以外の職員	49.8%(49.1%)	44.9%	62.9%(大崎市)
		総計	46.2%(45.4%)	41.7%	58.3%(大崎市)
3	市立小中学校PTA会長への女性の就任状況	小学校	9.1%(9.1%)	17.6%	62.5%(富谷町)
		中学校	0%(10.0%)	23.6%	80.0%(富谷町)
4	公民館長への女性の就任状況	0%(0%)	3.4%	50.0%(山元町)	
5	自治会長への女性の就任状況	0.3%(0.7%)	4.4%	9.9%(仙台市)	
6	女性委員がいる各種審議会等の数 [女性のいる機関数 29 / 機関総数 34]	85.3%(80.8%)	78.7%	95.7%(利府町)	
7	各種審議会等委員への女性の登用状況 [女性委員数 154人 / 委員総数 530人]	29.1%(26.4%)	25.5%	42.7%(富谷町)	

※1 「宮城県平均」、「最多市町村」の数値は「平成27年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告書」による数値

※2 一般行政職の範囲は、次の職種のいずれにも該当しない職員

税務職、海事職(一)(二)、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、任期付研究員、特定任期付職員、大学(短大)教育職、高等(特殊・専修・各種)学校教育職、小・中学校(幼稚園)教育職、高等専門学校教育職、その他の教育職、警察職、臨時職員、特定地方独立行政法人職員、特定地方独立行政法人臨時職員

(2) 審議会等委員への女性委員の登用状況 (平成28年4月1日現在)

・法律による委員会(行政委員会)・・・地方自治法180条の5

No	審議会等名称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
1	教育委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
2	選挙管理委員会	4 (4)	1 (1)	25.0% (25.0%)
3	人事委員会	—	—	—
4	監査委員	3 (3)	0 (0)	0% (0%)
5	農業委員会	48 (48)	4 (4)	8.3% (8.3%)
6	固定資産評価審査委員会	3 (3)	0 (0)	0.0% (0%)
合計		62 (62)	6 (6)	9.7% (9.7%)

※下段の( )内は平成27年4月1日現在の数値

※基準日現在において委嘱されていない場合は「—」と記載

・法律・条例による審議会等（附属機関）・・・地方自治法 202 条の 3（平成 28 年 4 月 1 日現在）

※（）内は平成 27 年 4 月 1 日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市情報公開・個人情報保護審査会	5（5）	1（1）	20.0%（20.0%）
2	登米市防災会議	33（33）	0（0）	0%（0%）
3	登米市総合計画審議会	20（20）	4（5）	20.0%（25.0%）
4	登米市男女共同参画審議会	10（10）	5（6）	50.0%（60.0%）
5	登米市環境審議会	15（15）	5（5）	33.3%（33.3%）
6	登米市国民健康保険運営協議会	9（9）	3（4）	33.3%（44.4%）
7	登米市予防接種健康被害調査委員会	5（5）	0（0）	0%（0%）
8	登米市食育推進会議	17（15）	9（9）	52.9%（60.0%）
9	登米市介護認定審査会	113（113）	45（45）	39.8%（39.8%）
10	登米市介護保険運営委員会	9（9）	3（3）	33.3%（33.3%）
11	登米市民生委員推薦会	14（14）	2（1）	14.3%（7.1%）
12	登米市障害支援区分認定審査会	15（-）	8（-）	53.3%（-%）
13	登米市子ども・子育て会議	20（20）	11（10）	55.0%（50.0%）
14	登米市児童厚生施設運営委員会	10（10）	3（5）	30.0%（50.0%）
15	登米町街なみ景観整備審査会	10（10）	2（2）	20.0%（20.0%）
16	登米市都市計画審議会	13（13）	1（1）	7.7%（7.7%）
17	登米市景観形成会議	9（9）	1（2）	11.1%（22.2%）
18	登米市下水道事業運営審議会	10（-）	2（-）	20.0%（-%）
19	登米市上水道事業運営審議会	10（-）	5（-）	50.0%（-%）
20	登米市立病院等運営協議会	12（-）	2（-）	16.7%（-%）
21	登米市学校給食センター運営審議会	12（12）	6（6）	50.0%（50.0%）
22	登米市障害児就学指導委員会	15（-）	7（-）	46.7%（-%）
23	登米市いじめ問題対策連絡協議会	13（13）	3（1）	23.1%（7.7%）
24	登米市いじめ防止対策調査委員会	9（9）	2（2）	22.2%（22.2%）
25	登米市社会教育委員会	10（-）	1（-）	10.0%（-%）

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
26	登米市図書館協議会	10 ( - )	9 ( - )	90.0% ( -%)
27	登米市公民館運営審議会	15 ( - )	4 ( - )	26.7% ( -%)
28	登米市文化財保護委員会	10 ( 10)	0 ( 0)	0% ( 0%)
29	登米市スポーツ推進審議会	15 ( - )	4 ( - )	26.7% ( -%)
合計		468	148	31.6%

※基準日現在において委嘱されていない場合は「-」と記載

・要綱等により設置している審議会等（平成28年4月1日現在）

※()内は平成27年4月1日現在の数値

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
1	登米市市政モニター	13 ( 20)	5 ( 10)	38.5% (50.0%)
2	登米市第三セクター調査検討委員会	10 ( 10)	0 ( 0)	0.0% ( 0.0%)
3	登米市公の施設指定管理者選定委員会	7 ( 12)	0 ( 1)	0.0% ( 8.3%)
4	登米市行政評価委員会	3 ( 5)	1 ( 2)	33.3% (40.0%)
5	登米市地域包括ケア体制推進会議	19 ( - )	7 ( - )	36.8% ( -%)
6	登米市自殺予防対策連絡協議会	21 ( 21)	3 ( 2)	14.3% ( 9.5%)
7	登米市地域包括支援センター運営協議会	9 ( 9)	3 ( 3)	33.3% (33.3%)
8	登米市地域密着型サービス運営委員会	9 ( 9)	3 ( 3)	33.3% (33.3%)
9	登米市老人ホーム入所判定委員会	5 ( 5)	2 ( 2)	40.0% (40.0%)
10	登米市高齢者及び障害者虐待対策連絡協議会	16 ( 16)	5 ( 5)	31.3% (31.3%)
11	登米市福祉有償運送運営協議会	8 ( 8)	2 ( 2)	25.0% (25.0%)
12	登米市高齢者福祉計画策定委員会	9 ( 9)	3 ( 3)	33.3% (33.3%)
13	登米市保育所等入所判定会議	12 ( 12)	5 ( 5)	41.7% (41.7%)
14	登米市要保護児童対策地域協議会	17 ( 17)	1 ( 1)	5.9% ( 5.9%)
15	登米市農業経営改善計画認定審査会	17 ( 17)	0 ( 0)	0% ( 0%)
16	登米市地産地消推進協議会	18 ( 18)	6 ( 6)	33.3% (33.3%)
17	登米市地産地消推進本部	7 ( 7)	0 ( 0)	0% ( 0%)

No.	審議会等名称	委員総数	うち女性	女性の割合
18	登米市農作物有害鳥獣対策協議会	12 ( 13)	0 ( 0)	0% ( 0%)
19	登米市農作物有害鳥獣駆除隊連絡協議会	11 ( 11)	0 ( 0)	0% ( 0%)
20	登米市農作物異常気象対策連絡会議	26 ( 26)	0 ( 0)	0% ( 0%)
21	登米市園芸振興協議会	20 ( 20)	0 ( 0)	0% ( 0%)
22	登米市肉用牛貸付事業運営委員会	12 ( 12)	0 ( 0)	0% ( 0%)
23	仮屋排水機場・荒川・長沼ダム対策委員会	14 ( 13)	0 ( 0)	0% ( 0%)
24	登米市育英資金奨学生選考委員会	12 ( 12)	3 ( 2)	25.0% (16.7%)
25	上杉奨学金奨学生選考委員会	12 ( 12)	3 ( 2)	25.0% (16.7%)
26	登米市教育研究所運営委員会	13 ( 13)	2 ( 4)	15.4% (30.8%)
27	新登米懐古館建設推進市民会議	10 ( -)	3 ( -)	30.0% ( -%)
合計		342	57	16.7%

※基準日現在において委嘱されていない場合は「－」と記載



平成 27 年度登米市男女共同参画審議会の開催状況

《第 1 回審議会》

開催日：平成 27 年 4 月 23 日（木）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内容】

第 3 次登米市男女共同参画基本計画（案）について

《第 2 回審議会》

開催日：平成 27 年 5 月 21 日（木）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内容】

第 3 次登米市男女共同参画基本計画（案）について

《第 3 回審議会》

開催日：平成 27 年 7 月 14 日（火）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内容】

第 3 次登米市男女共同参画基本計画（案）について

《第 4 回審議会（答申）》

開催日：平成 27 年 8 月 21 日（金）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

【内容】

第 3 次登米市男女共同参画基本計画（案）について（答申）

《登米市男女共同参画審議会委員委嘱状交付式》

開催日：平成 28 年 2 月 10 日（水）

開催場所：登米市役所迫庁舎第 4 委員会室

「登米市男女共同参画審議会」委員名簿

委嘱：平成 28 年 2 月 10 日～平成 30 年 2 月 9 日

	氏 名	条例第 23 条における 委員区分	備 考
1	伊藤 直喜	男女共同参画に関し 識見を有する人	男女共同参画審議会副会長 (平成 24 年 2 月 10 日～) 男女共同参画条例策定委員会委員 第 2 次男女共同参画基本計画 策定委員会委員
2	須藤 明美	男女共同参画に関し 識見を有する人	男女共同参画審議会委員 (平成 24 年 2 月 10 日～) 男女共同参画条例策定委員会委員 第 2 次男女共同参画基本計画 策定委員会委員長
3	日下 修	男女共同参画に関し 識見を有する人	男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
4	皆川 洋子	男女共同参画に関し 識見を有する人	男女共同参画条例策定委員会委員
5	石井あけみ	関係団体の推薦を 受けた人	登米市民生委員児童委員協議会 男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
6	及川さよ子	関係団体の推薦を 受けた人	登米市農業委員会 男女共同参画審議会委員 (平成 24 年 2 月 10 日～)
7	大立目忠徳	関係団体の推薦を 受けた人	登米市教育委員会
8	林 忠市	関係団体の推薦を 受けた人	登米市人権擁護委員協議会 男女共同参画審議会委員 (平成 26 年 2 月 10 日～)
9	及川 康子	公募により選任を 受けた人	
10	佐藤 謙一	公募により選任を 受けた人	

※会長・副会長以下は、条例第 23 条第 2 項第 1 号～第 3 号順及び五十音順（敬称略）

※男女の構成（男性 5 名、女性 5 名）

## だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例

平成23年3月11日

条例第9号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第18条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第19条—第21条)

第4章 男女共同参画審議会(第22条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

私たちは、豊かな水辺空間と肥よくな耕土が広がる登米市で、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、生涯にわたり豊かな人生を実現できるまちを目指しています。

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。

しかし、家庭や職場、地域の中で、男女の固定的な役割分担意識や社会慣行が今なお残っており、仕事と生活のバランスが取れていないこと、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことなどを改めていかなければなりません。また、あらゆる暴力を禁止する取組の必要性など、人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

さらに、私たちを取りまく社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、国際化などの急激で多様な変化が続いており、これらの変化に対応し、だれもが生き生きと暮らせる登米市を築くため、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、共に責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、市及び市民、事業者、教育関係者又は市民団体の協働のもと、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定します。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、登米市(以下「市」といいます。)、市民、事業者、教育関係者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定め計画的に推進することにより、だれもが生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使われる用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、それによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画するための機会を提供することをいいます。
- (3) 市民 次のいずれかに該当する人をいいます。
  - ア 市内に居住する人
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
  - ウ 市内の学校に在学する人
  - エ 市内に滞在する人
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (5) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

- (6) 市民団体 さまざまな分野において、より多くの人が豊かに生活できることを目的として継続的に活動を行う特定非営利活動法人その他の団体又は自治会等をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を受けた個人に不快感又は不利益を与え、職場などの生活環境を害することをいいます。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等の男女間において身体的又は精神的に苦痛を与える暴力的行為をいいます。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和のことをいい、だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿って行える状態をいいます。
- (10) 協働 共通の目標を達成するために、互いの信頼関係のもと、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての人権が尊重され、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、国籍にかかわらず個人として尊重されることです。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されることです。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が平等に、市における政策又は事業者、教育関係者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることです。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立 家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、互いの協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活及び職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動が両立できるよう配慮されることです。

- (5) 教育の場における配慮 学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育が行われることです。
- (6) 暴力的行為(身体的又は精神的苦痛を与える行為をいいます。以下同じです。)の根絶 あらゆる形態の暴力的行為を根絶することが、男女共同参画社会を実現するために不可欠であるという認識を持たなければならないことです。
- (7) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女が互いの身体的特徴及び性について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、それぞれの意思や権利が尊重され、生涯にわたり心身の健康を維持できるようにすることです。
- (8) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がいを有する人又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等の人権について配慮されることです。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会が目指す理想の一つであり、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際的な視野で協調して行われることです。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念(以下「基本理念」といいます。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含みます。以下同じです。)を総合的に策定し、実施しなければなりません。

- 2 市は、前項の施策以外の施策の策定若しくは変更又は実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければなりません。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民、事業者、教育関係者及び市民団体(以下「市民等」といいます。)との協働により行うとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に自らが積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 市民は、市又は事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動の実施に当たっては、市、事業者、教育関係者及び市民団体との協働により行うよう努めます。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会が確保されるよう必要な体制の整備に努めます。

2 事業者は、男女が共にワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めます。

3 事業者は、男女共同参画の推進に関する市の施策又は他の事業者及び市民が実施する事業活動に協力するよう努めます。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、自ら男女共同参画の理念を理解するとともに、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければなりません。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その運営又は活動に男女が平等に参画できる環境を整備するとともに、方針の立案及び決定に当たっては、男女が互いに能力を発揮できるよう努めなければなりません。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本理念に基づき、基本的な計画(以下「計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、計画の策定及び変更に当たっては、第22条に規定する登米市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

3 市長は、計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(推進体制の整備等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備、情報の収集、分析及び調査研究を行います。

2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な環境整備に努めます。

(市民等の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民等が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行えるよう啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講じます。

2 市は、男女共同参画推進の人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講じます。

(事業者が行う活動への支援)

第12条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めます。

(教育の分野における措置)

第13条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識づくり、個性及び能力の育成、男女共同参画を推進するための教育の充実等に必要な措置を講じるよう努めます。

(家族経営的な農林業及び商工業等の分野における措置)

第14条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野において、男女が、個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営活動及び地域活動に平等に参画する機会が確保されるための必要な措置を講じるよう努めます。

(仕事及び生活の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する男女が、共に仕事、子育て、介護等で家族的責任を果たすことができ、その他の家庭生活、地域等における活動の両立を可能とするため、ワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うよう努めます。

(政策の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう、市民等と協力し、必要な措置を講じるよう努めます。

2 市は、各種委員会等における委員の委嘱又は任命に当たっては、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、男女の均等な登用に努めます。

3 市は、市の職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲及び能力に応じて、均等な機会を確保します。

(実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表します。

(市の施策に関する意見又は苦情の申出)

第18条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する意見又は苦情を市長に申し出ることができます。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、適切に対応しなければなりません。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、登米市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止等)

第19条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはなりません。

2 すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

(性別による権利侵害に関する相談体制の整備等)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うため必要な相談体制を整備します。

2 市は、前条に関する相談に関して、関係機関と連携し、適切かつ迅速に必要な支援を行います。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくはセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはなりません。

### 第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、登米市男女共同参画審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第9条第2項に規定する事項

(2) 第18条第2項に規定する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

3 審議会は、必要があると認めるときは前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べるすることができます。

(組織)

第23条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱します。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する人

(2) 関係団体の推薦を受けた人

(3) 公募により選任を受けた人

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決め、可否が同数のときは、議長が決定します。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。

## 第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行します。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年登米市条例第48号)の一部を次のように改正します。

[次のよう]略

## 登米市企画部市民協働課

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話：0220-22-2173

FAX：0220-22-9164

E-mail：[shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp](mailto:shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp)

平成28年8月